

技術評価による廃棄物コンサルタントの選定に向けて(提言)

廃棄物コンサルタントの技術力による選定に関する検討委員会報告書

検討の背景および目的

- 1. 廃棄物コンサルタント業務の発注方式の実態
- 2. 廃棄物コンサルタント業務の標準的発注方式の提案
- 3. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施手順
- 4. 審査及び評価方法の提案
- 5. 技術評価によるコンサルタント選定に向けた提言

平成 25 年 6 月

(一社) 日本廃棄物コンサルタント協会 技術部会

技術評価による廃棄物コンサルタントの選定に向けて（提言）

目次

検討の背景と目的	1
1. 廃棄物コンサルタント業務の発注実態調査	2
1.1 発注方式実態調査の概要	2
1.2 調査結果の整理	3
1.3 現行の入札・契約方式の分析	7
1.4 現行の入札・契約方式の課題	15
2. 廃棄物コンサルタント業務の標準的発注方式の提案	23
2.1 国交省のガイドラインの考え方	23
2.2 発注方式選定の基本的考え方	24
2.3 推奨される発注方式	25
3. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施手順	30
3.1 発注手続きの実態調査	30
3.2 プロポーザル方式の標準的実施手順	33
3.3 総合評価落札方式の標準的実施手順	34
4. 審査及び評価方法の提案	35
4.1 基本的考え方の整理	35
4.2 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について	37
4.3 総合評価落札方式(標準型)における具体的な審査・評価について	47
5. 技術評価によるコンサルタント選定に向けた提言	56
5.1 現行の入札・契約方式の課題	56
5.2 技術評価による発注方式の基本的考え方	57
5.3 標準的な発注手続き	59

検討の背景と目的

廃棄物の適正処理と再資源化を担う廃棄物処理施設は、国民の生活環境の保全と循環型社会形成の推進を図る上で必要不可欠なインフラであり、その調達においては、競争性、透明性、公正・公平性が確保されるとともに、長期的かつ総合的に安価で高い品質の工事が施工されることが求められている。

廃棄物コンサルタント業務は、廃棄物処理施設整備事業のライフサイクルにわたり、重要な意思決定や最適スペックの選定等に係わるものであり、業務を実施する技術者あるいは所属する企業の技術力、経験等がその成果品の品質に大きな影響を与えることになる。

こうした背景から、(一社)日本廃棄物コンサルタント協会では、廃棄物コンサルタントの調達における技術力の適正な評価実現に向けて、主に地方自治体の発注者がプロポーザル方式を採用する際の参考としていただくために、平成 17 年 8 月「今後のプロポーザル方式のあり方について」を作成した。

その後、公共工事に係るコンサルタント業務の発注方式としては、価格競争入札方式、プロポーザル方式に加え、国土交通省及び一部の自治体において総合評価落札方式が導入されるなど、多様な発注方式が採用されるようになってきた。

こうした経緯を踏まえ、本検討委員会では、廃棄物コンサルタント業務におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の適正な運用に資することを目的として、「今後のプロポーザル方式のあり方について」を改訂し、「技術評価による廃棄物コンサルタントの選定に向けて(提言)」としてとりまとめたものである。

平成 25 年 6 月

廃棄物コンサルタントの技術力による選定に関する検討委員会

1. 廃棄物コンサルタント業務の発注実態調査

1.1 発注方式実態調査の概要

1) 調査の目的

協会会員の受託業務を対象として、発注方式、契約方式、低入札対策等の実態を把握することにより、「廃棄物コンサルタントの技術力による選定に関する提言」作成にあたっての基礎資料とする。

2) 調査対象業務

協会会員が平成 23 年度に受託した廃棄物コンサルタント業務を対象として、全会員会社に調査票を配布し、回収・集計した。

3) 調査内容

《発注者種別選択肢》

【国の機関(環境省)、国の機関(環境省以外)、都道府県、政令市、市町村(事務組合等)、民間】

《業務種別選択肢》

【環境アセスメント(生活環境調査含む)、調査(地質、測量、環境)、施設精密機能検査、分析(ごみ組成、排ガス、排水等)、一般廃棄物処理基本計画、循環型社会形成推進地域計画、廃棄物処理施設長寿命化計画、適地選定業務、廃棄物処理施設基本構想、廃棄物処理施設基本計画(設計)、廃棄物処理施設実施設計、廃棄物処理施設施工監理、解体撤去設計・施工監理、長期包括運営支援、運営モニタリング(維持費用妥当性評価)、PFI 導入可能性調査、PFI 事業アドバイザー、事業手法検討、処理システム比較検討、災害廃棄物処理計画、その他】

《見積徴収の有無:業務発注前に発注者から参考見積を依頼されたかどうか。》

《技術提案の有無:発注仕様書作成にあたって技術提案をもとめられたかどうか。》

《低入札対策選択肢》

【低入札対策なし、最低制限価格制度あり、低入札価格調査制度あり、最低制限+低入札価格調査】

《発注方式選択肢》

【価格競争、総合評価落札方式、プロポーザル方式、随意契約】

《契約方式選択肢》

【一般競争入札、通常指名競争入札、公募(簡易公募)指名競争入札、標準(指名)プロポーザル、公募(簡易公募)プロポーザル、

《ヒアリング:プロポーザル方式あるいは総合評価落札方式の場合、技術力評価としてヒアリングが実施されたかどうか。》

注)会員アンケートに用いた調査シートは別添のとおり

1.2 調査結果の整理

1) 調査票の回収状況

平成 24 年 5 月現在の全協会会員 44 社に対し調査票を配布し、30 社から回答が得られた。このうち、有効回答としては 30 社から 1,144 件の発注方式実態データが得られた。

以下では、この 1,144 件のデータをもとに調査結果の集計・分析を実施した。

2) 発注者別受注件数

回答の得られた 1,144 件の受注業務を発注者別に集計したものが図 1-2-1 である。受注件数の 920 件が市町村(一部事務組合)の発注業務であり、全体の 80%を占めている。次いで、民間、都道府県、政令指定都市、国(環境省以外)、国(環境省)の順となっており、いずれも 100 件以下である。

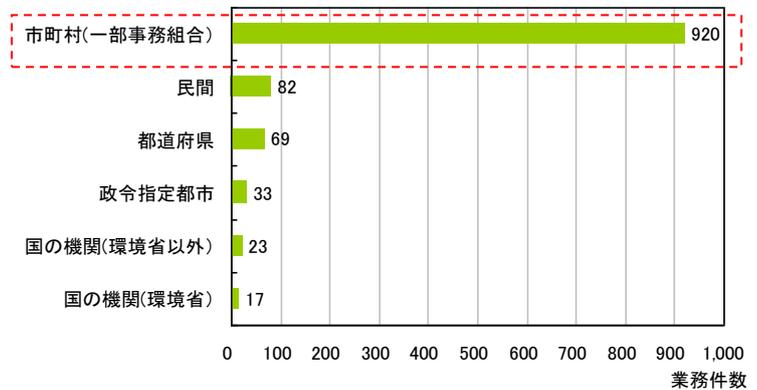


図 1-2-1 発注者別受注件数

3) -1 業務種類別受注件数

1,144 件の回答のうち、業務種別が不明の 14 件を除く 1,130 件の業務種別を整理したものが図 1-2-2 である。おおまかな分類では、廃棄物処理施設の構想・計画段階での業務が 35%、次いで調査・分析・検査業務が 29%、設計・施工監理業務が 20%、発注者支援業務が 14%となっている。

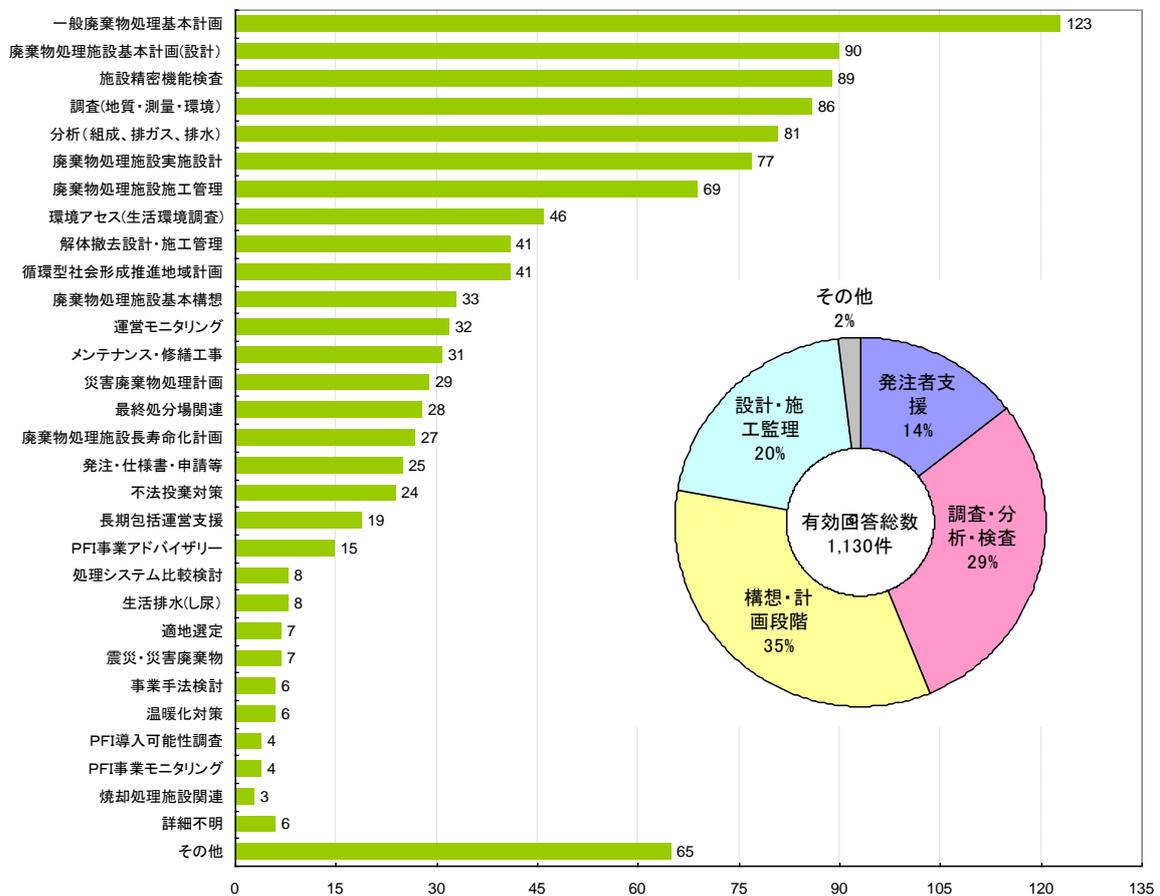


図 1-2-2 業務種類別受注件数

3)-2 業務種類別受注件数（一部事務組合分）

市町村（一部事務組合等）の920件の回答のうち、業務種別が不明の11件を除く909件の業務種別を整理したものが図1-2-3である。おおまかな分類では、廃棄物処理施設の構想・計画段階での業務が36%、次いで調査・分析・検査業務が28%、設計・施工監理業務が20%、発注者支援業務が14%となっている。全体の回答結果と市町村（一部事務組合）分のみの回答結果には大きな傾向の相違は認められなかった。

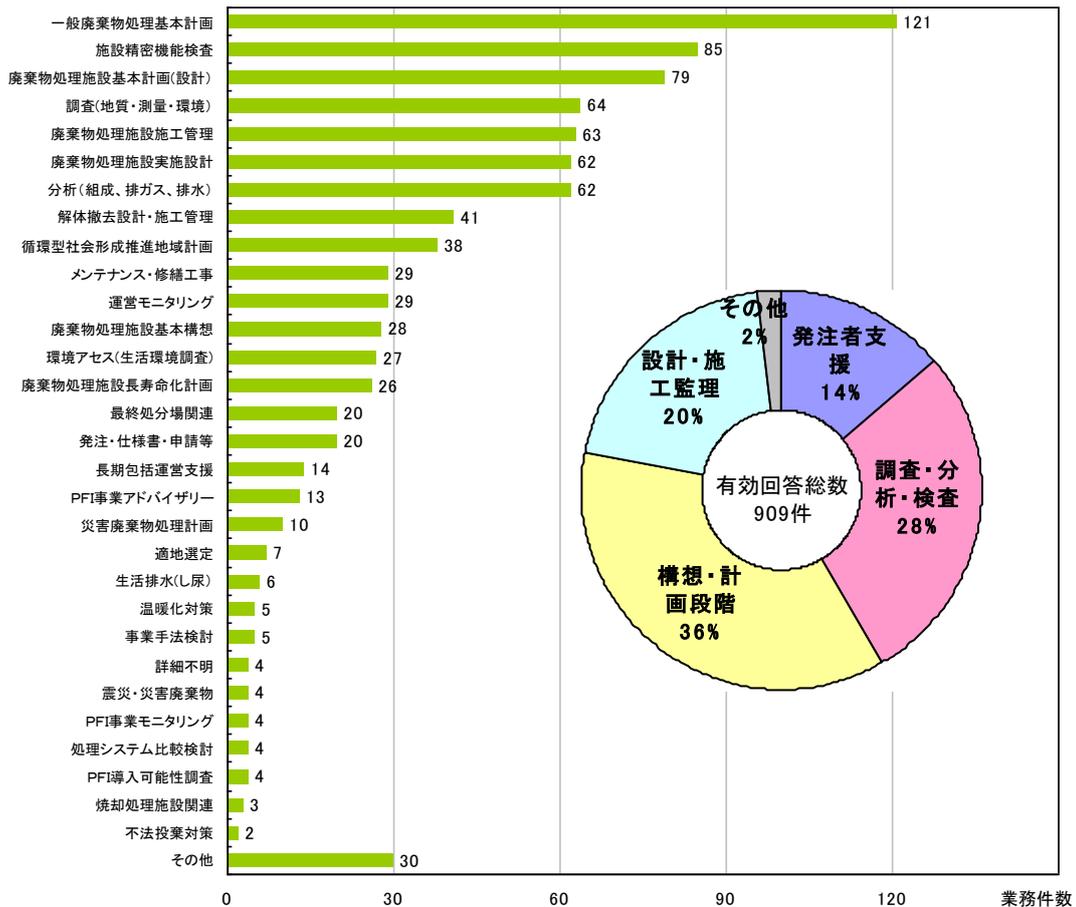


図 1-2-3 業務種類別受注件数

4)-1 見積徴収・技術提案の有無

業務発注前に発注者から参考見積を依頼されたかどうか、発注仕様書作成にあたって技術提案をもとめられたかどうかについての回答を整理したものが図 1-2-4 である。

見積徴収と技術提案を両方求められたケースが 467/1,144 件と最も多く、全体の 41% を占めている。次いで、見積聴取あり、技術提案なしが 385 件(34%)、見積聴取なし、技術提案なしが 261 件(23%)となっている。また、見積聴取なし、技術提案ありはレアケースであるが、17 件あった。

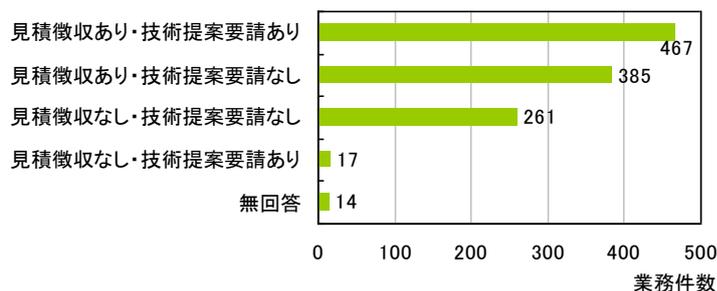


図 1-2-4 見積徴収の有無・技術提案の有無

4)-2 見積徴収・技術提案の有無（市町村（一部事務組合分））

同様に市町村（一部事務組合）分についてまとめたものを図 1-2-5 に示す。

見積徴収と技術提案を両方求められたケースが 370/920 件と最も多く、全体の 40% を占めている。次いで、見積聴取あり、技術提案なしが 307 件(33%)、見積聴取なし、技術提案なしが 227 件(25%)となっている。また、見積聴取なし、技術提案ありはレアケースであるが、5 件あった。全体の回答結果と市町村（一部事務組合）分のみでの回答結果には大きな傾向の相違は認められなかった。

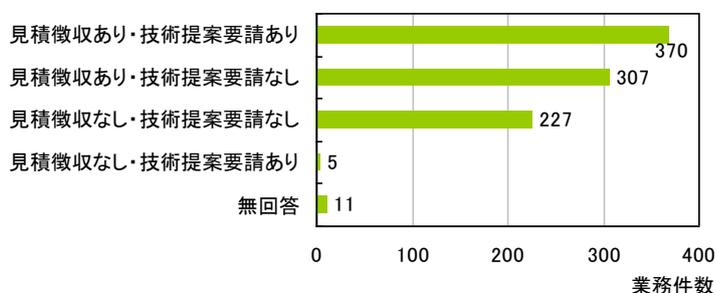


図 1-2-5 見積徴収の有無・技術提案の有無
（市町村（一部事務組合分））

5)-1 低入札対策

発注者の低入札対策について整理したものが図 1-2-6 である。

全発注業務のうち 92% (1,055/1,144 件) で低入札対策が講じられておらず、わずかに最低制限価格制度が 42 件、低入札価格調査制度が 18 件、両方の対策が講じられている事例が 9 件であった。

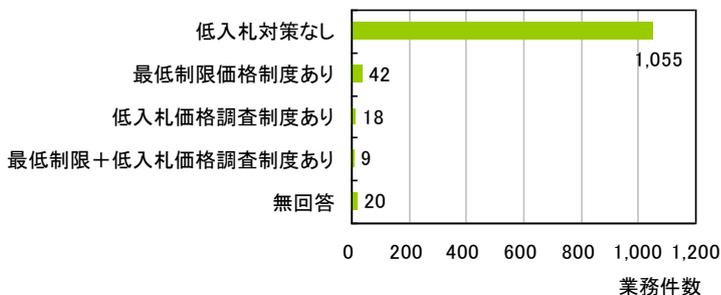


図 1-2-6 低入札対策の状況

5)-2 低入札対策（市町村（一部事務組合分））

同様に市町村（一部事務組合）について発注者の低入札対策について整理したものが図 1-2-7 である。発注業務のうち 93% (857/920 件) で低入札対策が講じられておらず、わずかに最低制限価格制度が 32 件、低入札価格調査制度が 10 件、両方の対策が講じられている事例が 3 件であった。全体の回答結果と市町村（一部事務組合）分のみでの回答結果には大きな傾向の相違は認められなかった。

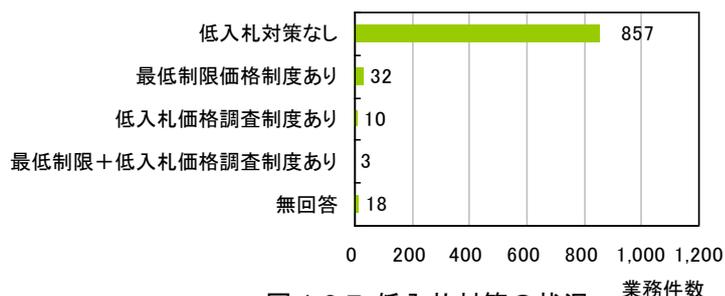


図 1-2-7 低入札対策の状況
（市町村（一部事務組合分））

6)-1 発注方式

発注方式について整理したものが図 1-2-8 である。価格競争が 711/1,144 件で 62%を占め、次いで随意契約方式が 350 件(31%)、プロポーザル方式が 60 件(5%)、総合評価落札方式が 21 件(2%)であり、技術力による選定方式が採用されているのは、全体の 7%に過ぎない。

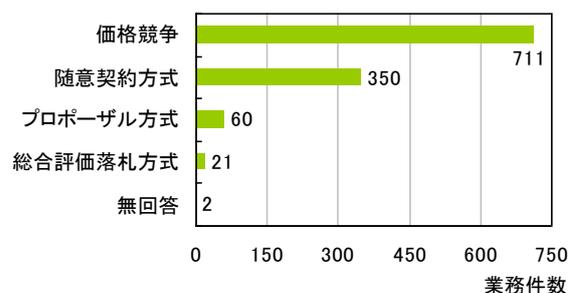


図 1-2-8 発注方式の状況

6)-2 発注方式（市町村（一部事務組合等分））

同様に市町村（一部事務組合）について発注方式について整理したものが図 1-2-9 である。価格競争が 641/920 件で 70%を占め、次いで随意契約方式が 234 件(25%)、プロポーザル方式が 38 件(4%)、総合評価落札方式が 6 件(0.7%)であり、技術力による選定方式が採用されているのは、全体の 5%に過ぎない。価格競争が 70%と全体の回答結果と比べて高い傾向がある。

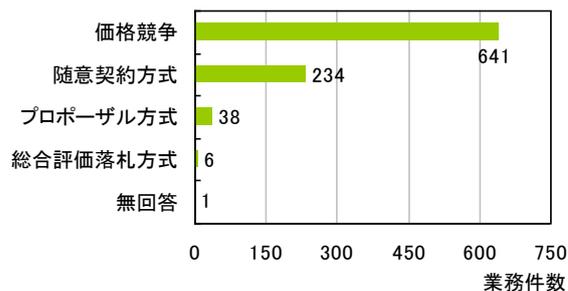


図 1-2-9 発注方式の状況
(市町村(一部事務組合分))

7)-1 選定・契約方式

コンサルタントの選定・契約方式を詳細に分類・整理したものが図 1-2-10 である。最も多い選定・契約方式は指名競争(価格競争)であり、641/1,144 件で 56%を占め、次いで随意契約方式が 350 件であり、この 2 方式で全体の 87%を占める。

残りは、一般価格競争が 63 件(6%)、(簡易)公募プロポが 34 件(3%)、標準プロポが 26 件(2%)、(簡易)公募総合評価が 13 件(1%)などである。

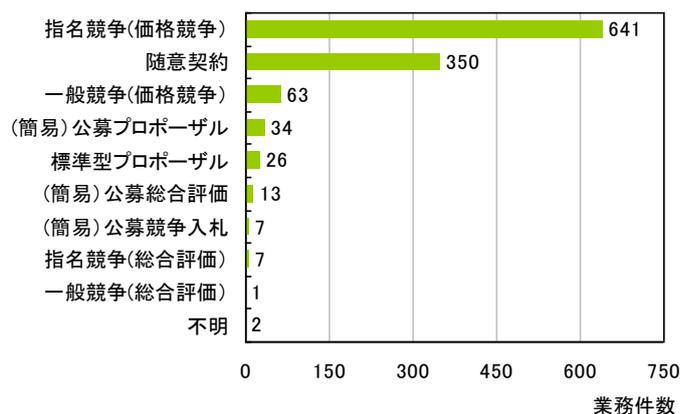


図 1-2-10 契約方式の状況

7)-2 選定・契約方式（市町村（一部事務組合分））

同様に市町村（一部事務組合）について分類・整理したものが図 1-2-11 である。最も多い選定・契約方式は指名競争(価格競争)であり、597/920 件で 65%を占め、次いで随意契約方式が 234 件であり、この 2 方式で全体の 90%を占める。

残りは、一般価格競争が 38 件(4.1%)、(簡易)公募プロポが 22 件(2.4%)、標準プロポが 16 件(1.7%)、(簡易)公募競争入札が 6 件(0.7%)などである。指名競争の割合が 65%であることから若干高め、一般競争、プロポが少ない傾向がある。

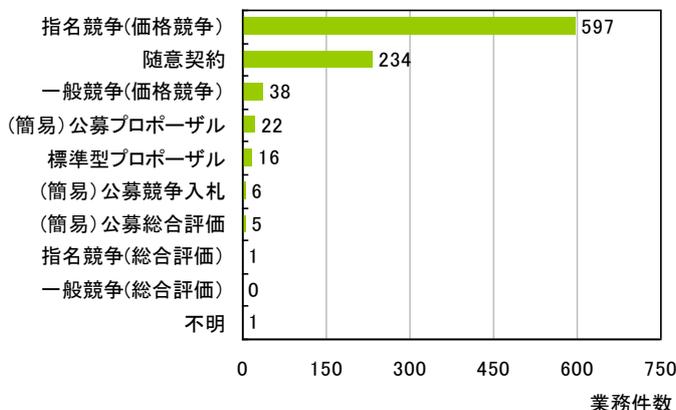


図 1-2-11 契約方式の状況
(市町村(一部事務組合分))

1.3 現行の入札・契約方式の分析

ここでは、入札・契約方式と他の属性（発注者、業務種別、見積・技術提案要請、低入札対策）とのクロス集計を実施し、廃棄物コンサルタント業務の現行の入札・契約方式の課題を明確にするものである。

1) 発注者別の入札・契約方式

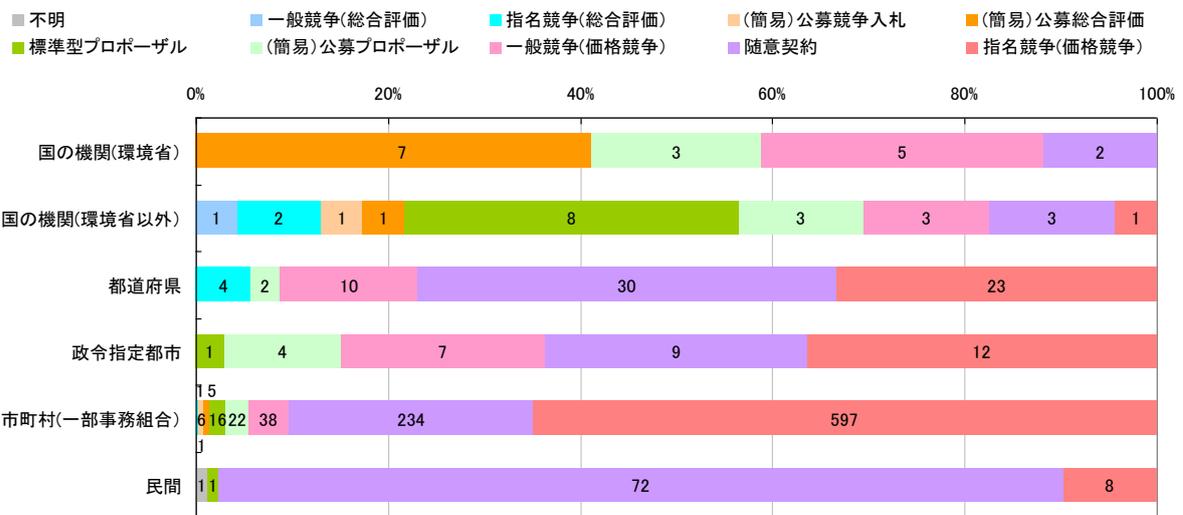
発注者別に入札・契約方式を分類・整理したものが図 1-3-1 である。

都道府県、政令指定都市、市町村（一部事務組合）、民間では指名競争（価格競争）と随意契約方式が多く、この2方式でそれぞれ6割以上、民間では9割以上を占める。

国の機関（環境省）では（簡易）公募総合評価が7件（41%）、国の機関（環境省以外）では、標準型プロポーザルが8件（35%）と最も多くなっている。

価格面、技術面の視点から比較すると、環境省では価格と技術を評価項目とする総合評価落札方式が、環境省以外では技術力を評価項目とするプロポーザル方式が入札・契約方式として多くみられる。都道府県では競争入札による価格競争もしくは随意契約が採用されている特徴が見られる。

一方、政令指定都市及び市長村（一部事務組合）ではおもに競争入札による価格競争の採用例が多くなっている。民間ではほとんどが随意契約となっている。



	一般競争(総合評価)	指名競争(総合評価)	(簡易)公募競争入札	(簡易)公募総合評価	標準型プロポーザル	(簡易)公募プロポーザル	一般競争(価格競争)	随意契約	指名競争(価格競争)	不明	総計
国の機関(環境省)				7		3	5	2			17
国の機関(環境省以外)	1	2	1	1	8	3	3	3	1		23
都道府県		4				2	10	30	23		69
政令指定都市					1	4	7	9	12		33
市町村(一部事務組合)		1	6	5	16	22	38	234	597	1	920
民間					1			72	8	1	82
総計	1	7	7	13	26	34	63	350	641	2	1,144

図 1-3-1 発注者別の入札・契約方式

2)-1 業務種別と入札・契約方式

業務種別に入札・契約方式を分類・整理したものが図 1-3-2 である。どの業務においても、指名競争（価格競争）と随意契約が多く、この2方式が最も割合の多い設計・施工監理では 201/228 件（88%）、最も少ない発注者支援でも 132/163 件（81%）を占める。

また、発注者支援では（簡易）公募プロポーザルが 10/163 件（6%）とほかの業務種別より多くを占めている。価格面、技術面の視点から比較すると、発注者支援業務は、技術を評価項目とするプロポーザル方式（随意契約含む）が 60%、価格競争が 40%となっている。一方、調査・分析・検査業務及び構想・計画段階業務では 68%が価格競争、設計・施工監理についても 61%が価格競争と、いずれも価格競争が多くなっている。

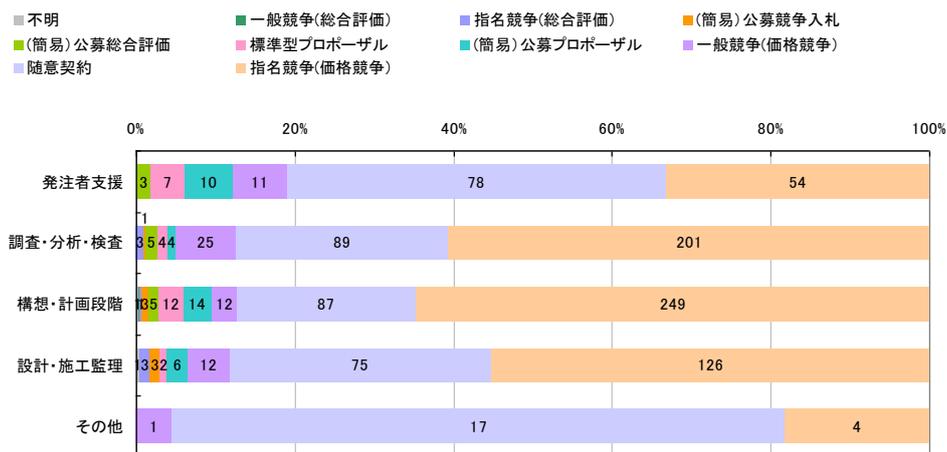


図 1-3-2 業務種別の入札・契約方式

2)-2 業務種別と入札・契約方式（市町村（一部事務組合））

同様に市町村（一部事務組合）について分類・整理したものが図 1-3-3 である。どの業務においても、指名競争（価格競争）と随意契約が多く、この2方式が最も割合の多い調査・分析・検査では 238/253 件（94%）、最も少ない発注者支援でも 110/127 件（87%）を占める。

価格面、技術面の視点から比較すると、発注者支援業務は、技術を評価項目とするプロポーザル方式（随意契約含む）が 69/127 件（54%）、価格競争が 58 件（46%）で、価格競争の占める割合がやや低くなっている。一方、調査・分析・検査業務のうち価格競争が占める割合は 77%、同じく構想・計画段階業務では 73%、設計・施工監理についても 70%が価格競争となっており、より価格が重視されている。全体回答と比較すると、技術を評価項目とする方式が少なく、価格競争による方式が多い傾向がある。

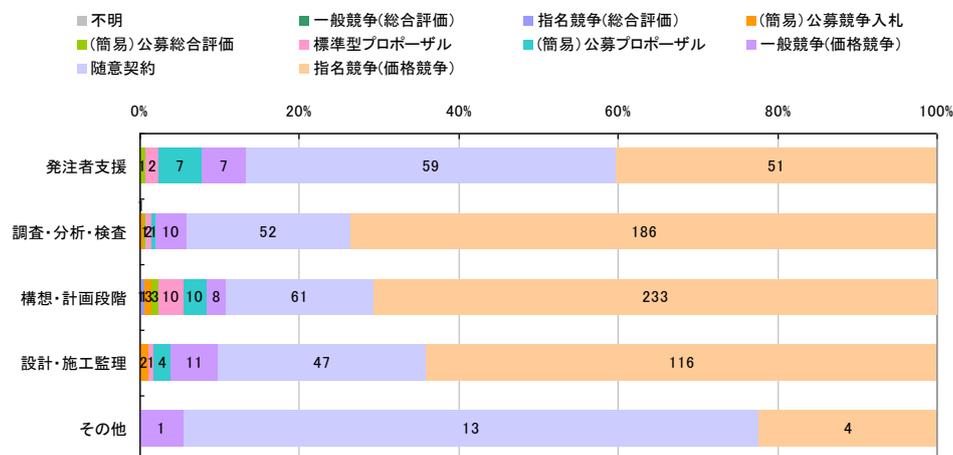
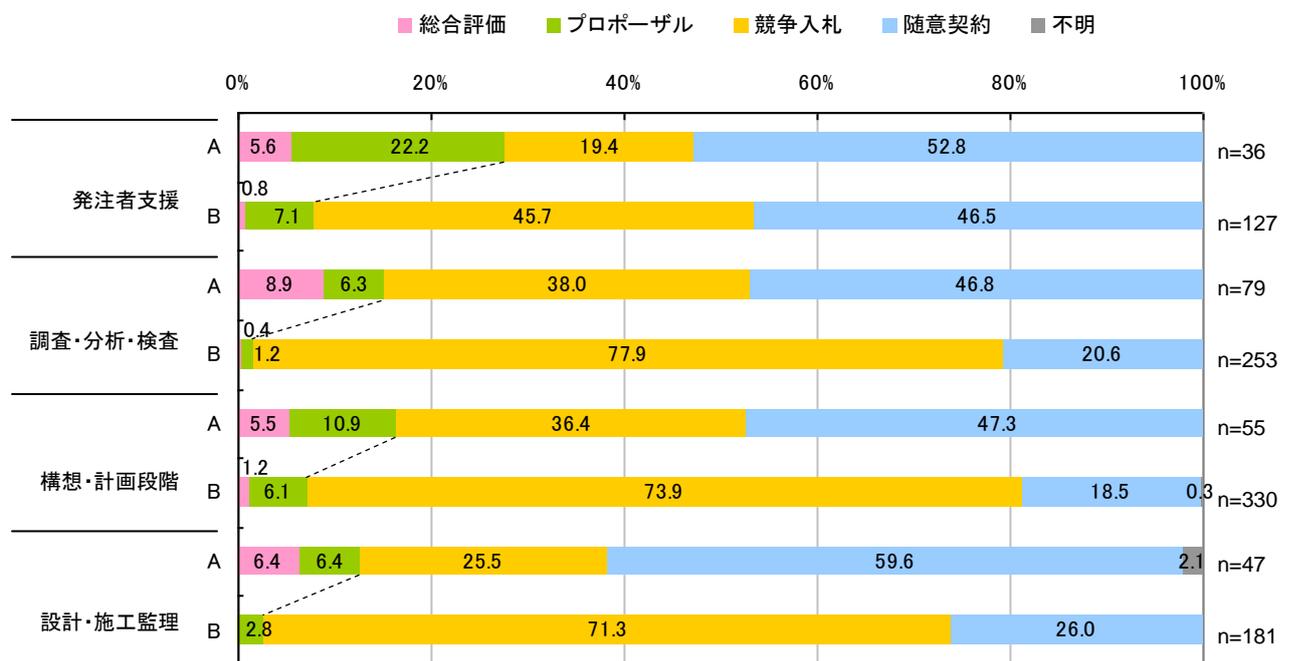


図 1-3-3 業務種別の入札・契約方式（市町村（一部事務組合））

2) -3 業務種別と入札・契約方式（比較）

業務種別に国・都道府県・政令指定都市・民間を合計したもの〈上段 A〉と、市町村（一部事務組合）〈下段 B〉について分類・整理したものが図 1-3-4 である。なお、契約方式は比較を容易にするため、大きく 4 分類に再整理を行った。どの業務種別においても市町村（一部事務組合）は総合評価及びプロポーザルの割合が低くなっている。

特に発注者支援では、総合評価及びプロポーザル方式が国・都道府県・政令指定都市・民間で 10/36 件（28%）に対し、市町村（一部事務組合）では 10/127 件（8%）となっている。また、調査・分析・検査では、総合評価及びプロポーザル方式が国・都道府県・政令指定都市・民間で 12/79 件（15%）に対し、市町村（一部事務組合）では 4/253 件（2%）となっている。



※A は国・都道府県・政令指定都市・民間、B は市町村（一部事務組合）

図 1-3-4 業務種別の入札・契約方式（比較）

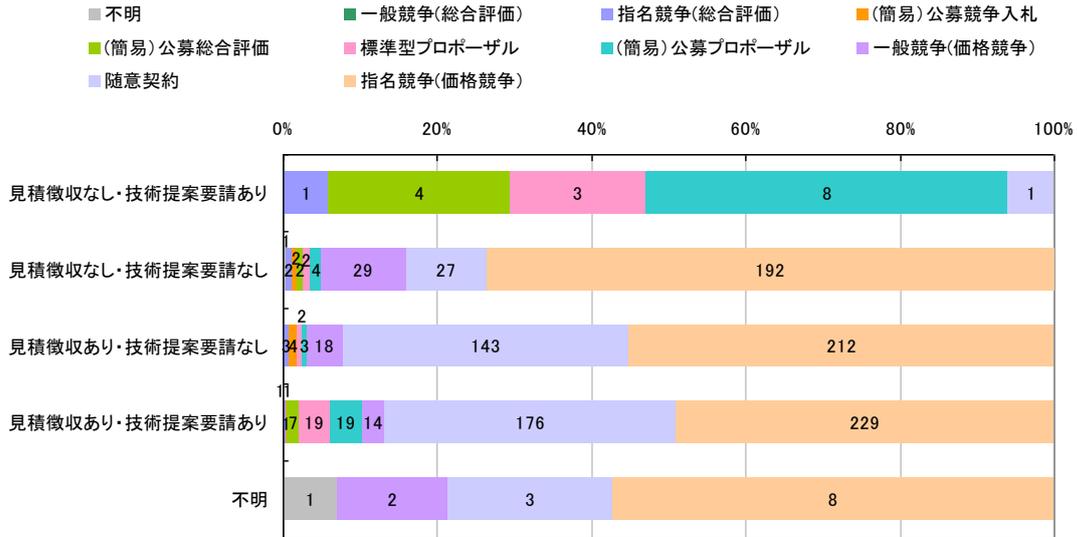
3)-1 見積・技術提案要請と入札・契約方式

見積・技術提案要請の有無別に入札・契約方式を分類・整理したものが図 1-3-5 である。

技術提案要請のみがある場合は全体としては 17 件と少ないが、(簡易)公募プロポーザルが多く、8/17 件 (47%)、次いで(簡易)公募総合評価 4/17 件 (24%) を占める。

見積徴収がある場合は技術提案要請の有無に関わらず指名競争入札(価格競争)であることが多く、見積徴収あり・技術提案要請なしの場合は 212/385 件 (55%)、見積徴収あり・技術提案要請ありの場合は 229/467 件 (49%) と約 5 割を占める。

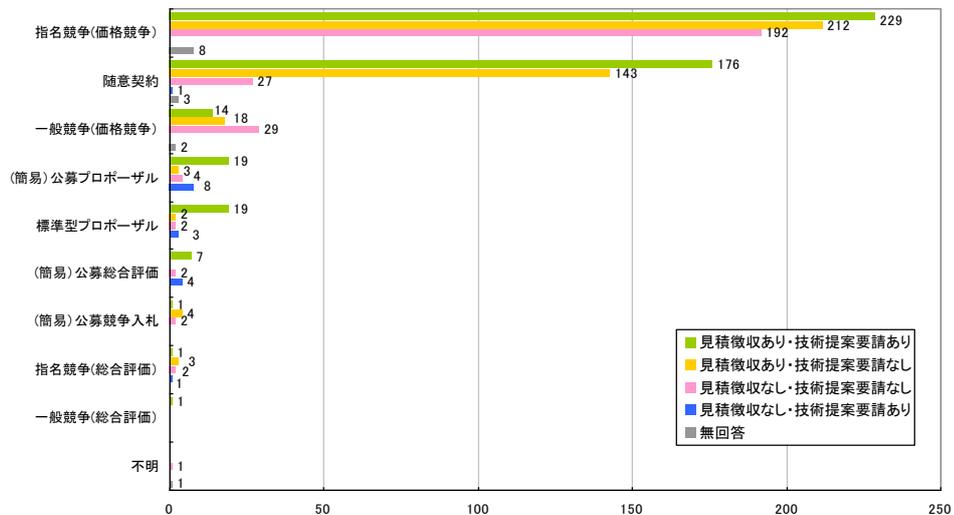
見積徴収なし・技術提案要請なしの場合も指名競争入札(価格競争)が最も多く 192/261 件 (74%)、次いで一般競争(価格競争)が 29/261 件 (11%) となっている。



	一般競争(総合評価)	指名競争(総合評価)	(簡易)公募競争入札	(簡易)公募総合評価	標準型プロポーザル	(簡易)公募プロポーザル	一般競争(価格競争)	随意契約	指名競争(価格競争)	不明	総計
見積徴収なし・技術提案要請あり		1		4	3	8		1			17
見積徴収なし・技術提案要請なし		2	2	2	2	4	29	27	192	1	261
見積徴収あり・技術提案要請なし		3	4		2	3	18	143	212		385
見積徴収あり・技術提案要請あり	1	1	1	7	19	19	14	176	229		467
不明					2		3		8	1	14
総計	1	7	7	13	26	34	63	350	641	2	1,144

図 1-3-5 契約方式の状況

(参考)



3)-2 見積・技術提案要請と入札・契約方式（市町村（一部事務組合分））

同様に市町村（一部事務組合）について分類・整理したものが図 1-3-6 である。

技術提案要請のみがある場合は 5 件と少ないが、（簡易）公募プロポーザル、標準型プロポーザルがそれぞれ 2 件ずつ、（簡易）公募総合評価が 1 件となっている。

見積徴収がある場合は技術提案要請の有無に関わらず指名競争入札（価格競争）であることが多く、見積徴収あり・技術提案要請なしの場合は 195/307 件（64%）、見積徴収あり・技術提案要請ありの場合は 212/370 件（57%）と半数以上を占める。

見積徴収なし・技術提案要請なしの場合は指名競争入札（価格競争）が最も多く 182/227 件（80%）、次いで一般競争（価格競争）が 20/227 件（9%）となっている。

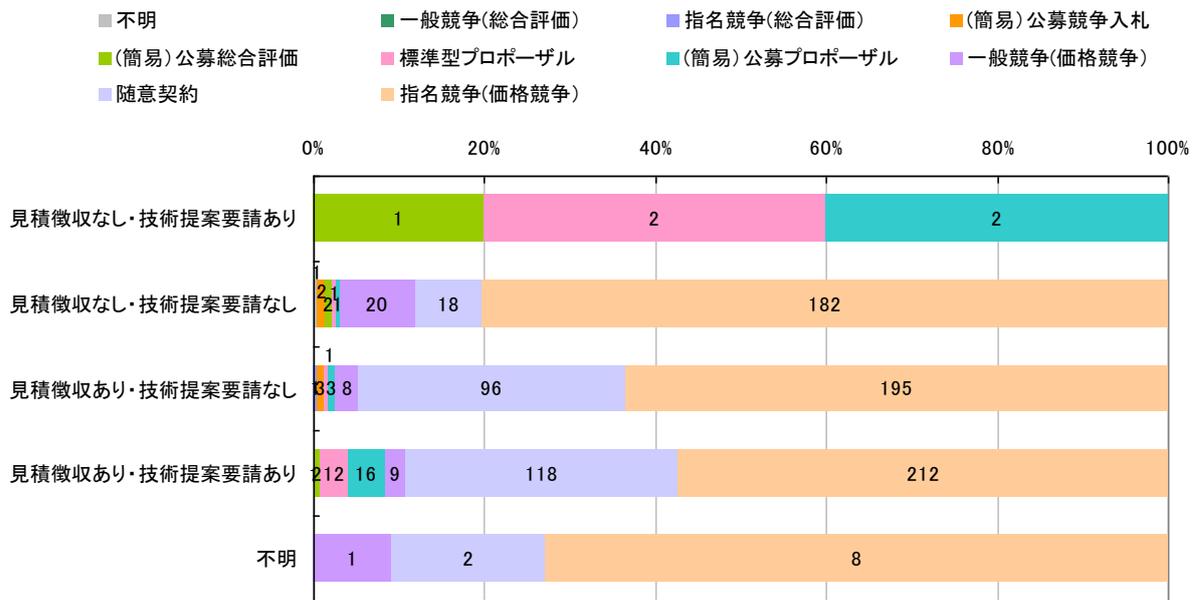
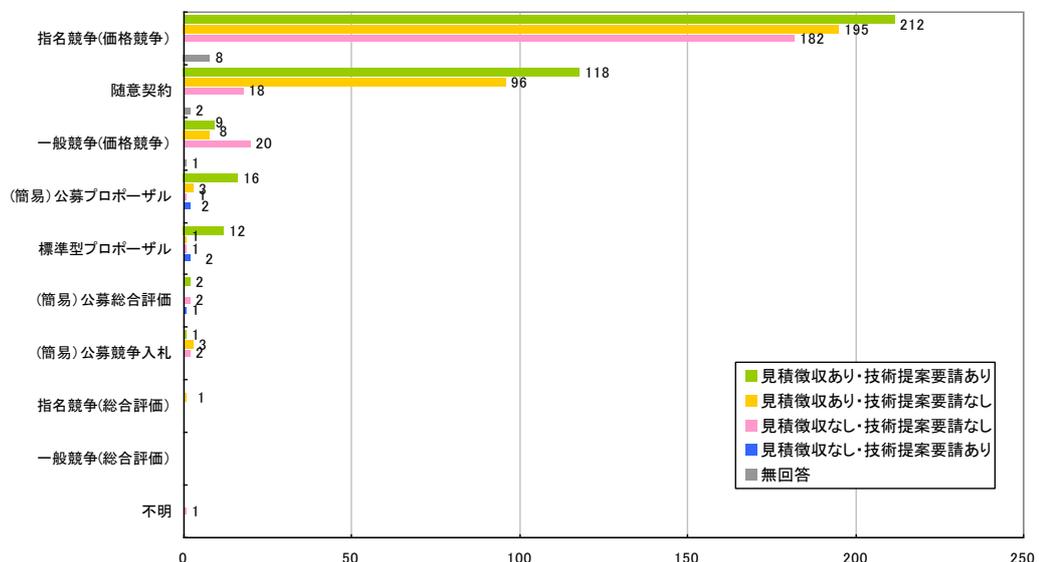


図 1-3-6 契約方式の状況(市町村(一部事務組合分))

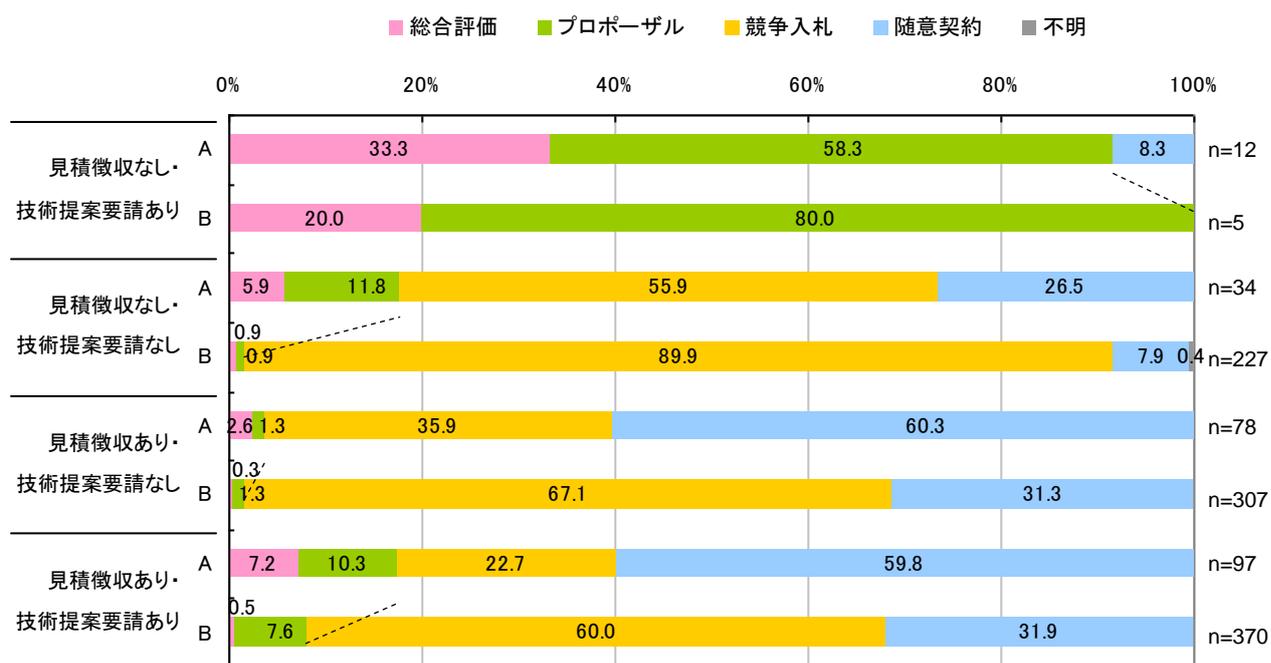
(参考)



3)-3 見積・技術提案要請と入札・契約方式（比較）

見積・技術提案要請の有無を国・都道府県・政令指定都市・民間を合計したもの（上段 A）と、市町村（一部事務組合）（下段 B）について分類・整理したものが図 1-3-7 である。見積徴収・技術提案要請の有無に関わらず、市町村（一部事務組合）は総合評価及びプロポーザルの割合が低くなっている。

見積徴収なし・技術提案要請ありの場合は総合評価とプロポーザルが占める割合が多く、市町村（一部事務組合）ではすべてこの 2 つに該当しているが、件数をみると国・都道府県・政令指定都市・民間は 11 件、市町村（一部事務組合）は 5 件と少ない状況である。



※A は国・都道府県・政令指定都市・民間、B は市町村（一部事務組合）

図 1-3-7 見積・技術提案要請の入札・契約方式（比較）

4)-1 低入札対策と入札・契約方式

低入札対策の有無別に入札・契約方式を分類・整理したものが図 1-3-8 である。

全体としては低入札対策がない場合が 1,055/1,144 件（92%）とほとんどを占めている。そのうち指名競争（価格競争）が最も多く、594/1,055 件（56%）、次いで随意契約が 336/1,055 件（32%）となっている。最低制限価格制度がある場合は、指名競争（価格競争）、一般競争（価格競争）が多く、合わせて 39/42 件（93%）を占める。低入札価格調査制度がある場合は、上記と同様に指名競争（価格競争）が 10/18（56%）を占める。最低制限と低入札価格調査制度の両方がある場合は 9 件と全体としては少なく、そのうち 6 件は一般競争（価格競争）が占めている。

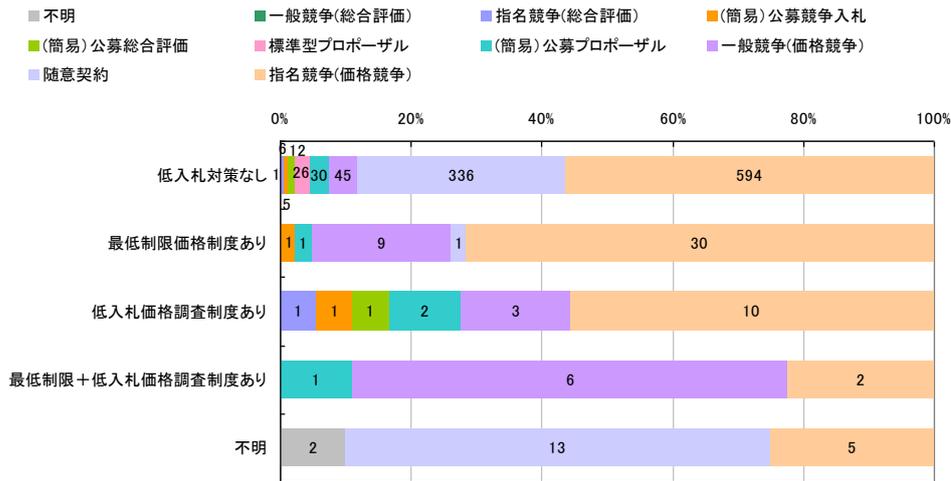


図 1-3-8 低入札対策の状況

4)-2 低入札対策と入札・契約方式（市町村（一部事務組合分））

同様に市町村（一部事務組合）について分類・整理したものが図 1-3-9 である。全体としては低入札対策がない場合が 857/920 件（93%）とほとんどを占めている。そのうち指名競争（価格競争）が最も多く、557/857 件（65%）、次いで随意契約が 221/857 件（26%）となっている。最低制限価格制度がある場合は、指名競争（価格競争）、一般競争（価格競争）が多く、合わせて 30/32 件（94%）を占める。低入札価格調査制度がある場合は、すべて指名競争（価格競争）であった。

最低制限と低入札価格調査制度の両方がある場合は 3 件と少なく、そのうち 2 件は指名競争（価格競争）となっている。

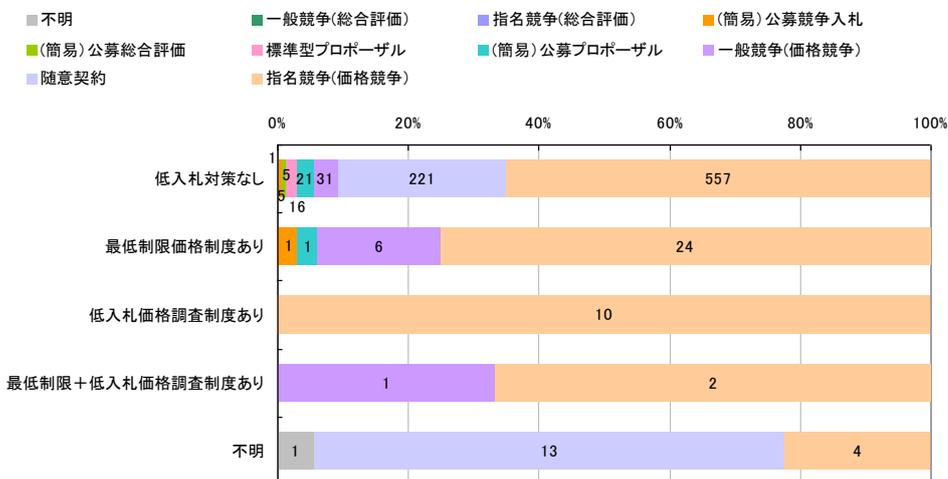
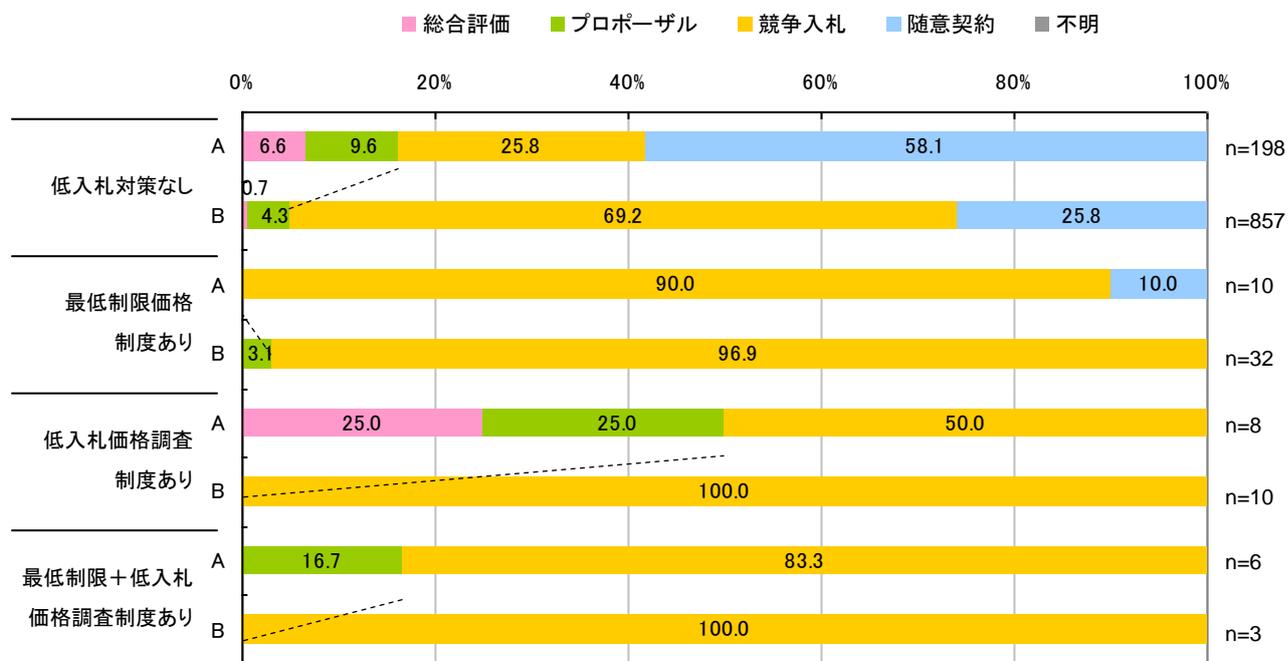


図 1-3-9 低入札対策の状況（市町村（一部事務組合分））

4) 3 低入札対策と入札・契約方式（比較）

低入札対策の有無を国・都道府県・政令指定都市・民間を合計したもの（上段 A）と、市町村（一部事務組合）（下段 B）について分類・整理したものが図 1-3-10 である。何らかの低入札対策がある場合は少なく、総合評価及びプロポーザルとなる割合にもばらつきがある。低入札対策なしの場合、総合評価及びプロポーザルの割合は国・都道府県・政令指定都市・民間では 32/198 件（16%）、市町村（一部事務組合）は 43/857 件（5%）と低くなっている。



※A は国・都道府県・政令指定都市・民間、B は市町村（一部事務組合）

図 1-3-10 低入札対策の入札・契約方式（比較）

5) ヒアリングの実施の有無

プロポーザル方式あるいは総合評価方式の場合のヒアリングの有無のまとめたものが図 1-3-11 である。総合評価方式のうちヒアリングを実施したのは 16/21 件（76%）、プロポーザル方式では 49/60 件（82%）とプロポーザル方式での実施割合が若干高い状況である。ヒアリング実施総数の内訳ではプロポーザル方式が 49/65 件（75%）、総合評価が 16/65 件（25%）とプロポーザルでのヒアリングが多く実施されている。

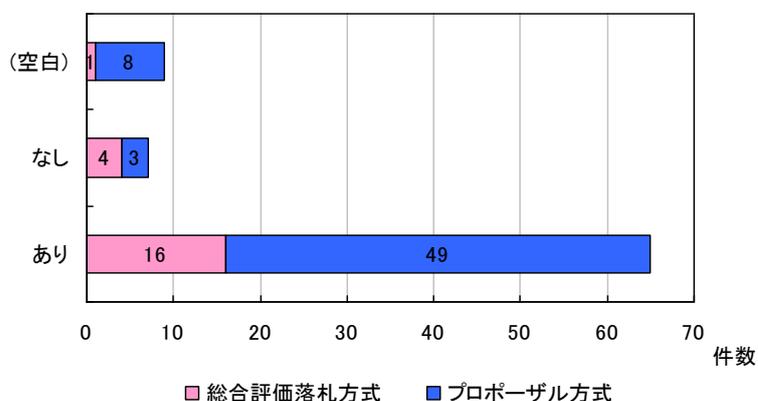


図 1-3-11 ヒアリングの実施の有無

1.4 現行の入札・契約方式の課題

1) 入札・契約方式の実態

- 廃棄物コンサルタント業務の発注に際し、技術力による選定はわずかに7%に過ぎない。
- 市町村(一部事務組合含む)だけを見ると、その比率はさらに小さく5%以下となっている。
- 市町村(一部事務組合含む)のコンサルタント業務発注方式は価格競争が70%、随意契約方式が25%を占めており、業務の難易度に応じて技術力による選定を導入する余地は大きいものと考えられる。
- 業務種別毎に入札・契約方式を比較すると、技術力による選定が採用されている比率の高い順に、発注者支援段階(14.5%)、構想・計画段階(8.1%)、設計・施工監理段階(3.7%)、調査・分析・検査段階(2.0%)となっており、プロジェクトの上流側ほど技術力による選定比率が大きい傾向にある。

2) 見積徴収・技術提案要請と入札契約方式

- 見積徴収がなく技術提案要請があったケースでは、その入札契約方式のほとんどが総合評価落札方式あるいはプロポーザル方式となっており、技術力による選定が行われているものの、その比率は全発注業務の1.5%にすぎない。
- 見積聴取ありで技術提案要請があったケースにおいて、価格競争となっている案件が244件(全発注業務の21.3%)もあり、改善要望の必要な事項である。

3) 低入札対策と入札契約方式

- 最低制限価格制度、低入札価格調査制度のいずれも採用されていない状況での価格競争が644件(全発注業務の56.3%)、総合評価落札方式を含めると、663件(同58.0%)もあり、これらの案件では、価格競争の激化が伺える。

以上、現行の廃棄物コンサルタント業務の入札契約方式について、その発注実績をもとに課題を整理したが、本来、技術力による選定をすべき業務においても価格競争が数多く採用されていること、また低入札対策をとられていない自治体も多く、激しい価格競争を誘発していることなどが、最大の課題として認識できる。

【参考】

◆表による比較

<全体>

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札	63	5.5	62.2	64.0	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	7			0.6
			通常指名	641			56.0
	総合評価落札方式	一般競争入札	1	0.1	1.8		
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	13			1.1
			通常指名	7			0.6
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル	34	3.0	5.2	35.8	
		標準プロポーザル	26	2.3			
	上記以外の随意契約	350	30.6	30.6			
不明			2	0.2	0.2	0.2	
総計			1,144	100.0	100.0	100.0	

<発注者別>

国の機関(環境省)

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札	5	29.4	29.4	70.6	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型				0.0
			通常指名				0.0
	総合評価落札方式	一般競争入札		0.0	41.2		
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	7			41.2
			通常指名				0.0
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル	3	17.6	17.6	29.4	
		標準プロポーザル		0.0			
	上記以外の随意契約	2	11.8	11.8			
不明			0	0.0	0.0	0.0	
総計			17	100.0	100.0	100.0	

国の機関(環境省以外)

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札	3	13.0	21.7	39.1	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	1			4.3
			通常指名	1			4.3
	総合評価落札方式	一般競争入札	1	4.3	17.4		
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	1			4.3
			通常指名	2			8.7
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル	3	13.0	47.8	60.9	
		標準プロポーザル	8	34.8			
	上記以外の随意契約	3	13.0	13.0			
不明				0.0	0.0	0.0	
総計			23	100.0	100.0	100.0	

都道府県

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札	10	14.5	47.8	53.6	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型				0.0
			通常指名	23			33.3
	総合評価落札方式	一般競争入札		0.0	5.8		
		指名競争入札	公募型・簡易公募型				0.0
			通常指名	4			5.8
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル	2	2.9	2.9	46.4	
		標準プロポーザル		0.0			
	上記以外の随意契約	30	43.5	43.5			
不明				0.0	0.0	0.0	
総計			69	100.0	100.0	100.0	

政令指定都市

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札	7	21.2	57.6	57.6	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型				0.0
			通常指名	12			36.4
	総合評価落札方式	一般競争入札		0.0	0.0		
		指名競争入札	公募型・簡易公募型				0.0
			通常指名				0.0
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル	4	12.1	15.2	42.4	
		標準プロポーザル	1	3.0			
	上記以外の随意契約		9	27.3	27.3		
不明				0.0	0.0	0.0	
総計			33	100.0	100.0	100.0	

市町村(一部事務組合)

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札	38	4.1	69.7	70.3	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	6			0.7
			通常指名	597			64.9
	総合評価落札方式	一般競争入札		0.0	0.7		
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	5			0.5
			通常指名	1			0.1
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル	22	2.4	4.1	29.6	
		標準プロポーザル	16	1.7			
	上記以外の随意契約		234	25.4	25.4		
不明			1	0.1	0.1	0.1	
総計			920	100.0	100.0	100.0	

民間

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札		0.0	9.8	9.8	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型				0.0
			通常指名	8			9.8
	総合評価落札方式	一般競争入札		0.0	0.0		
		指名競争入札	公募型・簡易公募型				0.0
			通常指名				0.0
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル		0.0	1.2	89.0	
		標準プロポーザル	1	1.2			
	上記以外の随意契約		72	87.8	87.8		
不明			1	1.2	1.2	1.2	
総計			82	100.0	100.0	100.0	

<業務種別>

発注者支援

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札	6	7.9	40.8	40.8	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型				0.0
			通常指名	25			32.9
	総合評価落札方式	一般競争入札			0.0		0.0
		指名競争入札	公募型・簡易公募型		0.0		
			通常指名		0.0		
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル	10	13.2	14.5	59.2	
		標準プロポーザル	1	1.3			
	上記以外の随意契約		34	44.7	44.7		
不明			0	0.0	0.0	0.0	
総計			76	100.0	100.0	100.0	

調査・分析・検査

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札	23	7.6	72.5	73.2	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	1			0.3
			通常指名	195			64.6
	総合評価落札方式	一般競争入札			0.0		0.7
		指名競争入札	公募型・簡易公募型		0.0		
			通常指名	2	0.7		
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル	2	0.7	1.3	26.8	
		標準プロポーザル	2	0.7			
	上記以外の随意契約		77	25.5	25.5		
不明				0.0	0.0	0.0	
総計			302	100.0	100.0	100.0	

構想・計画段階

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札	12	3.4	70.7	72.1	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	3			0.8
			通常指名	238			66.5
	総合評価落札方式	一般競争入札	1	0.3	1.4		
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	3			0.8
			通常指名	1			0.3
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル	12	3.4	6.7	27.7	
		標準プロポーザル	12	3.4			
	上記以外の随意契約		75	20.9	20.9		
不明			1	0.3	0.3	0.3	
総計			358	100.0	100.0	100.0	

設計・施工管理

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札	10	5.3	65.8	65.8	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	2			1.1
			通常指名	111			59.4
	総合評価落札方式	一般競争入札			0.0		0.0
		指名競争入札	公募型・簡易公募型		0.0		
			通常指名		0.0		
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル	6	3.2	3.7	33.7	
		標準プロポーザル	1	0.5			
	上記以外の随意契約		56	29.9	29.9		
不明			1	0.5	0.5	0.5	
総計			187	100.0	100.0	100.0	

その他

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札	10	4.8	36.7	43.5	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	1			0.5
			通常指名	65			31.4
	総合評価落札方式	一般競争入札			0.0		6.8
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	10	4.8		
			通常指名	4	1.9		
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル	4	1.9	6.3	56.5	
		標準プロポーザル	9	4.3			
	上記以外の随意契約		104	50.2	50.2		
不 明				0.0	0.0	0.0	
総 計			207	100.0	100.0	100.0	

不明

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札	2	14.3	64.3	64.3	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型				0.0
			通常指名	7			50.0
	総合評価落札方式	一般競争入札			0.0		0.0
		指名競争入札	公募型・簡易公募型		0.0		
			通常指名		0.0		
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル		0.0	7.1	35.7	
		標準プロポーザル	1	7.1			
	上記以外の随意契約		4	28.6	28.6		
不 明				0.0	0.0	0.0	
総 計			14	100.0	100.0	100.0	

<見積・技術提案要請別>

見積徴収なし・技術提案要請あり

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札		0.0	0.0	29.4	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型				0.0
			通常指名				0.0
	総合評価落札方式	一般競争入札			0.0		29.4
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	4	23.5		
			通常指名	1	5.9		
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル	8	47.1	64.7	70.6	
		標準プロポーザル	3	17.6			
	上記以外の随意契約		1	5.9	5.9		
不 明				0.0	0.0	0.0	
総 計			17	100.0	100.0	100.0	

見積徴収なし・技術提案要請なし

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札	29	11.1	85.4	87.0	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	2			0.8
			通常指名	192			73.6
	総合評価落札方式	一般競争入札			0.0		1.5
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	2	0.8		
			通常指名	2	0.8		
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル	4	1.5	2.3	12.6	
		標準プロポーザル	2	0.8			
	上記以外の随意契約		27	10.3	10.3		
不 明			1	0.4	0.4	0.4	
総 計			261	100.0	100.0	100.0	

見積徴収あり・技術提案要請なし

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札	18	4.7	60.8	61.6	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	4			1.0
			通常指名	212			55.1
	総合評価落札方式	一般競争入札		0.0	0.8		
		指名競争入札	公募型・簡易公募型				0.0
			通常指名	3			0.8
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル	3	0.8	1.3	38.4	
		標準プロポーザル	2	0.5			
	上記以外の随意契約		143	37.1	37.1		
不明				0.0	0.0	0.0	
総計			385	100.0	100.0	100.0	

見積徴収あり・技術提案要請あり

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札	14	3.0	52.2	54.2	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	1			0.2
			通常指名	229			49.0
	総合評価落札方式	一般競争入札	1	0.2	1.9		
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	7			1.5
			通常指名	1			0.2
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル	19	4.1	8.1	45.8	
		標準プロポーザル	19	4.1			
	上記以外の随意契約		176	37.7	37.7		
不明				0.0	0.0	0.0	
総計			467	100.0	100.0	100.0	

不明

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札	2	14.3	71.4	71.4	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型				0.0
			通常指名	8			57.1
	総合評価落札方式	一般競争入札		0.0	0.0		
		指名競争入札	公募型・簡易公募型				0.0
			通常指名				0.0
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル		0.0	0.0	21.4	
		標準プロポーザル		0.0			
	上記以外の随意契約		3	21.4	21.4		
不明			1	7.1	7.1	7.1	
総計			14	100.0	100.0	100.0	

<低入札対策別>

低入札対策なし

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札	45	4.3	61.0	62.8	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	5			0.5
			通常指名	594			56.3
	総合評価落札方式	一般競争入札	1	0.1	1.8		
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	12			1.1
			通常指名	6			0.6
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル	30	2.8	5.3	37.2	
		標準プロポーザル	26	2.5			
	上記以外の随意契約		336	31.8	31.8		
不明				0.0	0.0	0.0	
総計			1,055	100.0	100.0	100.0	

最低制限価格制度あり

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札	9	21.4	95.2	95.2	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	1			2.4
			通常指名	30			71.4
	総合評価落札方式	一般競争入札		0.0	0.0		
		指名競争入札	公募型・簡易公募型				0.0
			通常指名				0.0
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル	1	2.4	2.4	4.8	
		標準プロポーザル		0.0			
	上記以外の随意契約		1	2.4	2.4		
不明				0.0	0.0	0.0	
総計			42	100.0	100.0	100.0	

低入札価格調査制度あり

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札	3	16.7	77.8	88.9	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	1			5.6
			通常指名	10			55.6
	総合評価落札方式	一般競争入札		0.0	11.1		
		指名競争入札	公募型・簡易公募型	1			5.6
			通常指名	1			5.6
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル	2	11.1	11.1	11.1	
		標準プロポーザル		0.0			
	上記以外の随意契約			0.0	0.0		
不明				0.0	0.0	0.0	
総計			18	100.0	100.0	100.0	

最低制限+低入札価格調査制度あり

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札	6	66.7	88.9	88.9	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型				0.0
			通常指名	2			22.2
	総合評価落札方式	一般競争入札		0.0	0.0		
		指名競争入札	公募型・簡易公募型				0.0
			通常指名				0.0
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル	1	11.1	11.1	11.1	
		標準プロポーザル		0.0			
	上記以外の随意契約			0.0	0.0		
不明				0.0	0.0	0.0	
総計			9	100.0	100.0	100.0	

不明

方式	発注方式	契約方式(業者選定方式)	総計(件)	割合(%)			
競争入札	価格競争	一般競争入札		0.0	25.0	25.0	
		指名競争入札	公募型・簡易公募型				0.0
			通常指名	5			25.0
	総合評価落札方式	一般競争入札		0.0	0.0		
		指名競争入札	公募型・簡易公募型				0.0
			通常指名				0.0
随意契約	プロポーザル方式	公募型・簡易公募型プロポーザル		0.0	0.0	65.0	
		標準プロポーザル		0.0			
	上記以外の随意契約		13	65.0	65.0		
不明			2	10.0	10.0	10.0	
総計			20	100.0	100.0	100.0	

会員アンケート用調査シート

会社名	
担当者名	
連絡先(TEL)	
メールアドレス	

B	C	D	E	F	G	H	I	J	備考
発注者種別	業務種別	その他の業務の場合(具体的に)	見積徴収の有無	技術提案の有無	低入札対策	発注方式	契約方式 (随意契約の場合は空欄)	プロポーザル、総合評価の場合のヒアリングの有無	
									B 選択肢 国の機関(環境省) 国の機関(環境省以外) 都道府県 政令市 市町村(事務組合等含む) 民間
									C 選択肢 環境アセスメント(生活環境調査含む) 調査(地質、測量、環境) 施設精密機能検査 分析(ごみ組成、排ガス、排水等) 一般廃棄物処理基本計画 循環型社会形成推進地域計画 廃棄物処理施設長寿命化計画 適地選定業務 廃棄物処理施設基本構想 廃棄物処理施設基本計画(設計) 廃棄物処理施設実施設設計 廃棄物処理施設施工監理 解体撤去設計・施工監理 長期包括運営支援 運営モニタリング(維持費用妥当性評価) PFI導入可能性調査 PFI事業アドバイザー 事業手法検討 処理システム比較検討 災害廃棄物処理計画 その他
									EF 選択肢 有り 無し
									G 選択肢 なし 最低制限価格制度あり 低入札価格調査制度あり 最低制限+低入札価格調査
									H 選択肢 価格競争 総合評価落札方式 プロポーザル方式 随意契約
									I 選択肢 一般競争入札 通常指名競争入札 公募(簡易公募)指名競争入札 標準(指名)プロポーザル 公募(簡易公募)プロポーザル
									J 選択肢 有り 無し

2. 廃棄物コンサルタント業務の標準的発注方式の提案

2.1 国交省のガイドラインの考え方

国土交通省では、公共工事に係る建設コンサルタント業務については、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方の運用ガイドライン（平成23年6月）」を定め、運用しているところであり、発注方式選定の基本的考え方は以下のとおりである。

1) プロポーザル方式

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合は、プロポーザル方式を選定する。なお、上記の考え方を前提に、業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積を活用する場合においてもプロポーザル方式を選定する。

2) 総合評価落札方式

事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生じることが期待できる場合は、総合評価落札方式を採用する。

総合評価落札方式には標準型と簡易型が定められており、当該業務の実施方針以外に業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待する業務の場合は標準型、当該業務実施方針の提出のみを求める場合は簡易型の総合評価落札方式を選定する。

3) 価格競争方式

プロポーザル方式、総合評価落札方式によらない場合において、入札参加要件として一定の資格・成績等を付すことにより品質を確保できる業務は、価格競争方式を選定する。

図2-1-1は、平成23年度要望と提案に掲載した廃棄物コンサルタント業務の標準的な発注方式事例である。本検討では、会員アンケート結果を踏まえ、国のガイドライン*に示された基本的考え方にに基づき、プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式に関する標準的な業務内容を再検討するものとする。

*建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン
（平成23年6月 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会）

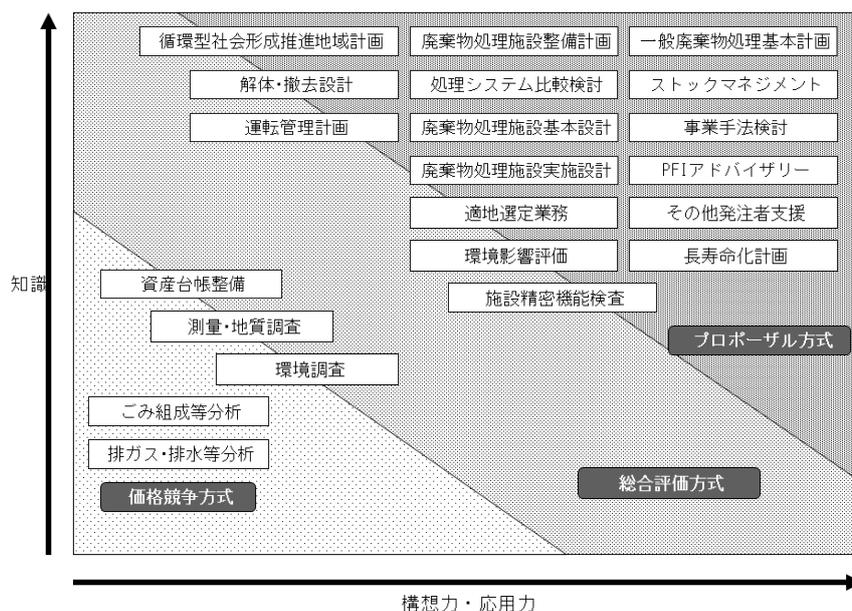


図 2-1-1 廃棄物コンサルタント業務の標準発注方式（平成23年度要望と提案より）

2.2 発注方式選定の基本的考え方

廃棄物コンサルタントの業務は、市町村等における廃棄物処理、処分に関する構想段階から、施設の建設に係る調査・計画・設計・建設・維持管理までの一連の業務がる。これらの業務は、多岐にわたって専門的で高い技術力を要求される内容となっている。

これらの業務の発注方式選定の基本的考え方は、該当する業務の歩掛の有無、指針やガイドラインの有無などから選別し、最後に業務の難易度によって、発注方式を選定することが望ましいと考えられる。

発注方式の選定手順（案）としては、図 2-2-1 に示すフローが考えられる。ただし、歩掛や指針、ガイドライン等を有する業務であっても、個別案件では、コンサルタントの技術提案や見積が必要な場合があり、そのような業務については価格競争方式ではなく、プロポーザル方式や総合評価落札方式を採用する方が、より品質の高い成果が期待できる。

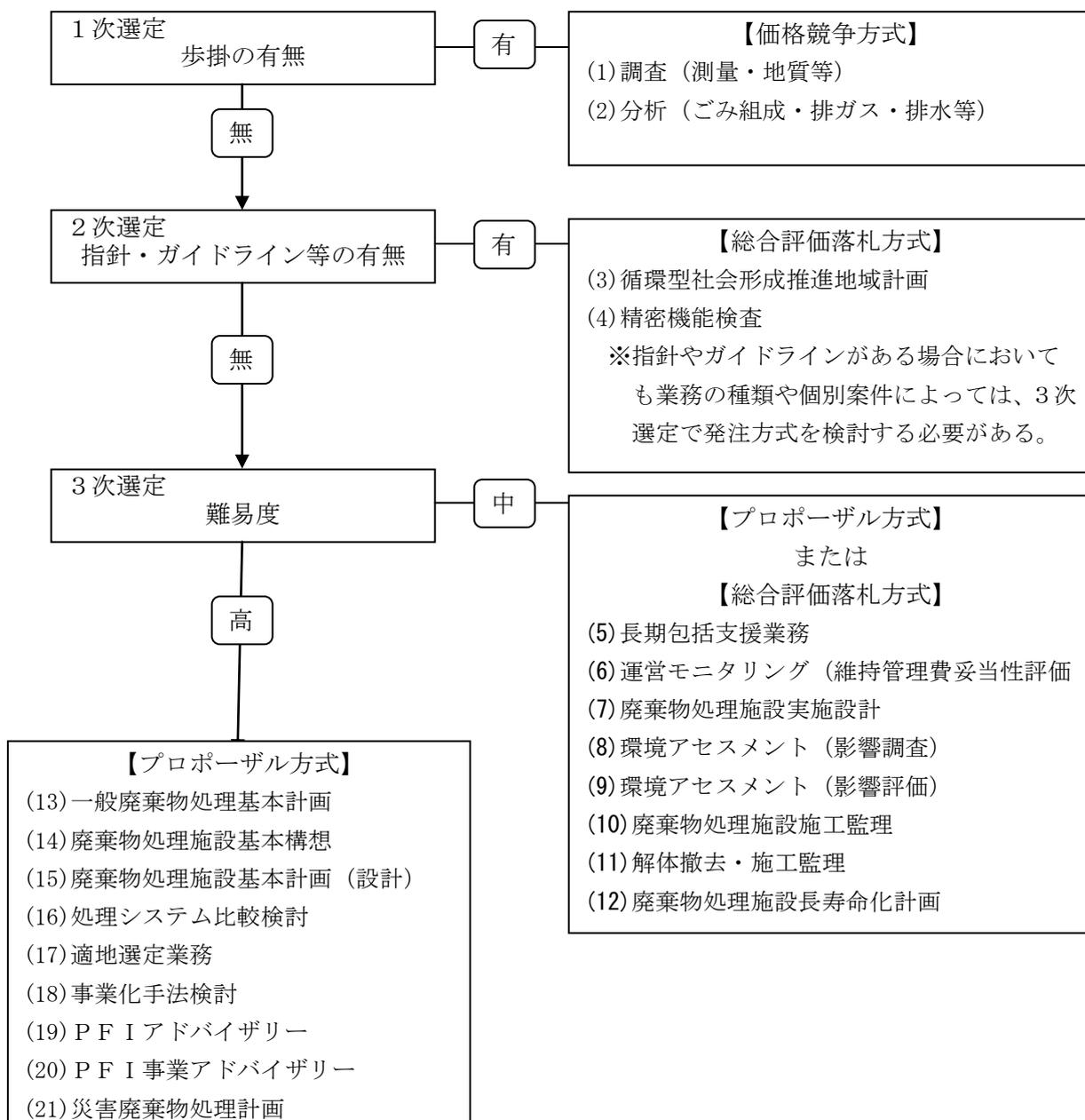


図 2-2-1 発注方式の選定手順（案）

2.3 推奨される発注方式

廃棄物コンサルタントの業務を大きく 21 種類に分類し、「2.2 発注方式選定の基本的考え方」で示した選定手順に沿って選定した結果、推奨される発注方式は、図 2-3-1 に示すとおりである。

プロポーザル方式が望ましい業務は、一般廃棄物処理基本計画等、赤色内の 9 種類、プロポーザル方式または総合評価落札方式のどちらかが望ましい業務は、長期包括運営支援等、赤色と緑色に掛る 8 種類、総合評価落札方式が望ましい業務は、緑色内にある 2 種類、価格競争方式が望ましい業務は、水色内の 2 種類の業務となる。

価格競争方式以外の業務の大部分は、コンサルタントに技術提案を求めるか、実施方針や評価テーマを求めることにより、より品質の高い業務成果が期待できる。

また、業務の発注予定価格を算定するにあたっては、調査や分析業務を除き大部分の業務で歩掛がない状況となっていることから、コンサルタントから見積を徴収して、適正な予定価格を算定する必要がある。

業務の種類毎の難易度評価結果は、表 2-3-1 に示すとおりである。

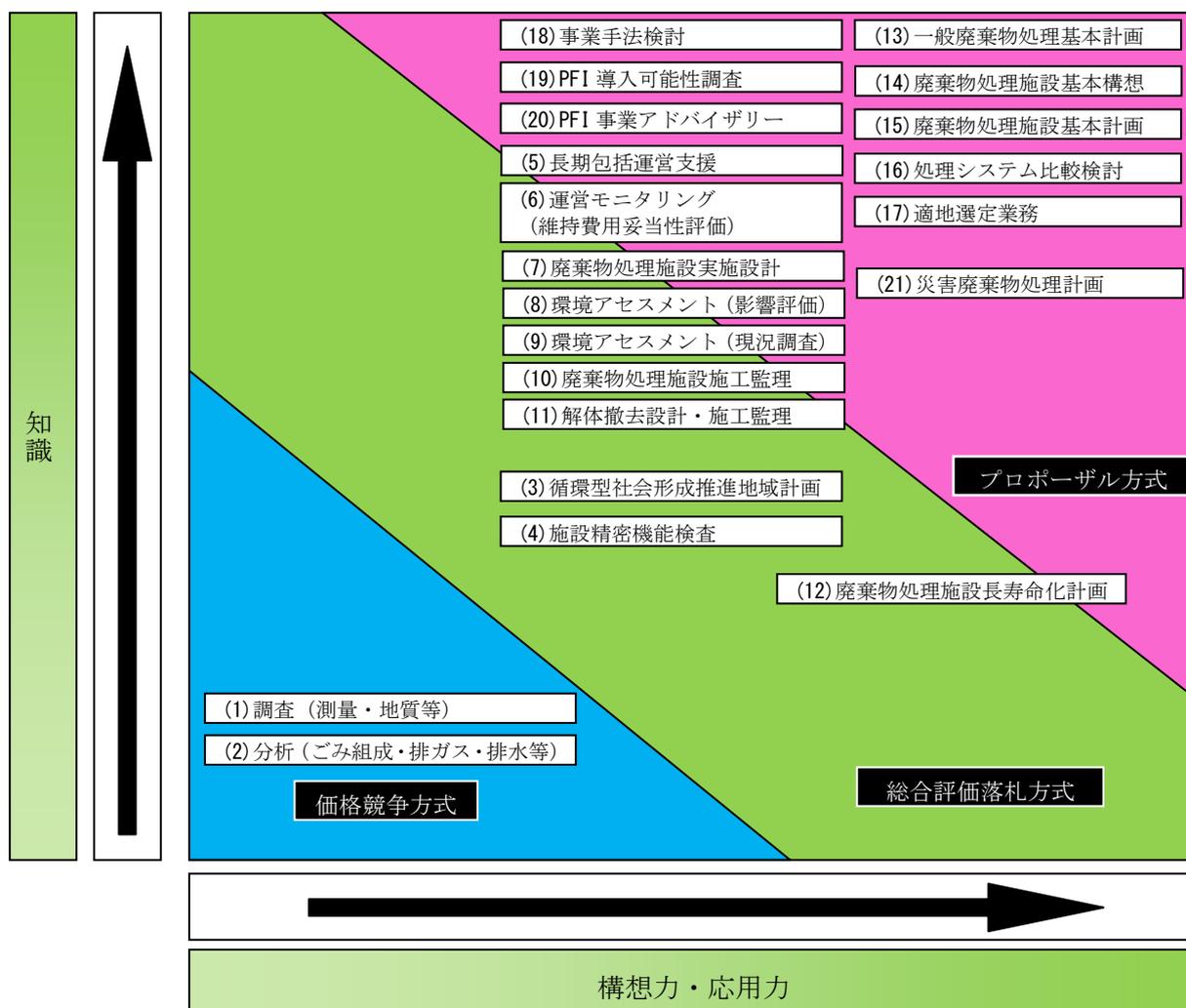


図 2-3-1 廃棄物コンサルタント業務の標準発注方式の提案

表 2-3-1 コンサルタント業務の種類別選定結果 (1/4)

業務種類	難易度						設定根拠	・手引き、ガイドライン等の有無 ・歩掛、市場価格の有無
	知識			構想力・応用力				
	高	中	低	高	中	低		
1.環境アセスメント (現況調査) (生活環境調査含む)			○			○	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントの現地調査は、対象とする施設及び調査対象地域毎に調査手法等を検討する必要があるが、指針等に沿って行うことが可能である。 ・環境アセスメントの現況調査については、指針やガイドライン等があるが、個別案件については、実施方針や特定テーマを定めることにより、より品質の高い業務の成果が期待できる。 ・業務の予定価格を算定するに当たって、分析等の調査自体には標準的な歩掛があるが、調査場所や頻度等を勘案して予定価格を算定する必要があるため、コンサルタントの見積を活用する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設生活環境影響調査指針 ・分析等の調査費は、市場単価あり
2.環境アセスメント (影響予測) (生活環境調査含む)			○			○	<ul style="list-style-type: none"> ・環境アセスメントの影響予測は、対象とする施設及び調査対象地域毎に影響予測をする必要があるが、指針等に沿って行うことも可能である。 ・環境アセスメントの予測評価は、指針やガイドライン等があるが、個別案件については、実施方針や容化テーマを定めることにより、より品質の高い業務成果が期待できる。 ・業務の予定価格を算定するに当たって標準的な歩掛がないためコンサルタントの見積を活用する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設生活環境影響調査指針 ・戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(環政評第07405002号) ・都道府県の戦略的アセスメント制度による指針等 ・歩掛はない
3.調査 (地質、測量、環境)			○			○	<ul style="list-style-type: none"> ・調査手法は、JIS等により詳細に定められているため、一定の資格・実績等を付することにより品質が確保される。 ・また、標準的な歩掛があり、市場単価も公表されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査方法は、JISや国土交通省公共測量作業規程等 ・設計業務等標準積算基準(地質調査、測量) ・環境項目の分析費は市場単価あり
4.施設精密機能検査	○					○	<ul style="list-style-type: none"> ・施設精密機能検査は、多種多様な機器で構成された特殊な施設であり、技術的に高度で専門的知識が求められる。 ・環境省から検査要領等が示されているので仕様は確定可能であるが、コンサルタントに実施方針や評価テーマを定めることにより、より品質の高い業務成果が期待できる。 ・業務の予定価格を算定するに当たって標準的な歩掛がないためコンサルタントの見積を過半に活用する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について(環整95号)一般廃棄物処理施設精密機能検査要領 ・歩掛はなし
5.分析 (ごみ組成、排ガス、排水等)			○			○	<ul style="list-style-type: none"> ・分析方法は、JIS等により詳細に決められているため、一定の資格・実績等を付することにより品質が確保される。 ・分析項目の中には、市場単価がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査方法はJIS等 ・ごみ組成調査は、一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について(環整95号)ごみ質の分析方法 ・分析費は市場単価等
6.一般廃棄物処理基本計画	○					○	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画は、市町村の一般廃棄物処理に係る上位の計画であり、一般廃棄物の排出から収集・運搬・処理・処分に至る一連の内容を検討することから高度な専門的知識が求められる。 ・環境省から策定指針が示されているが、地域の特性を反映した計画策定が求められるため、個別案件については、コンサルタントから提出された技術提案に基づいて仕様を作成することが最も優れた成果を期待できる。 ・業務の予定価格を算定するに当たって標準的な歩掛がないためコンサルタントの見積を過半に活用する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理基本計画策定指針 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について ・歩掛はなし
7.循環型社会形成推進地域計画			○			○	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画と同等の知識を求められるが、一般廃棄物処理基本計画に沿って策定することも可能である。 ・環境省から作成マニュアルが示されているが、地域の特性を反映した計画策定が求められるため、個別案件については、コンサルタントに実施方針や評価テーマを定めることにより、より品質の高い業務成果が期待できる。 ・業務の予定価格を算定するに当たって標準的な歩掛がないためコンサルタントの見積を過半に活用する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル ・歩掛はなし

表 2-3-1 コンサルタント業務の種類別選定結果 (2/4)

業務種類	難易度						設定根拠	・手引き、ガイドライン等の有無 ・歩掛、市場価格の有無
	知識			構想力・応用力				
	高	中	低	高	中	低		
8.廃棄物処理施設長寿命化計画		○				○	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設は、多種多様な機器で構成されており、各機器の診断手法や管理基準等を定めるためには、技術的に高度な専門的知識が求められる。 ・環境省から手引きが示されているが、その内容は主要機器に関する診断手法や管理基準等の考え方を述べている。したがって、個別案件については、コンサルタントに実施方針や評価テーマを求めることにより、より品質の高い業務成果が期待できる。 ・業務の予定価格を算定するに当たって標準的な歩掛がないためコンサルタントの見積を過半に活用する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き ・歩掛はなし
9.適地選定業務		○				○	<ul style="list-style-type: none"> ・適地選定業務は、設置する施設の技術的検討や設置する地域特性等を把握し、最適な候補地を選定する必要がある。したがって、技術的に高度な専門的知識が求められる。 ・計画設計要領に位置選定に係る一般的な事項が示されているが、個別案件については、構想力と応用力が求められることから、コンサルタントから提出された技術提案に基づいて仕様を作成することが最も優れた成果を期待できる。 ・業務の予定価格を算定するに当たって標準的な歩掛がないためコンサルタントの見積を過半に活用する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(環政評第07405002号) ・都道府県の戦略的アセスメント制度による指針等 ・ごみ処理施設整備の計画設計要領 ・汚泥再生処理センター等施設整備の計画設計要領 ・廃棄物最終処分場整備の計画設計管理要領 ・歩掛はなし
10.廃棄物処理施設基本構想		○				○	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設基本構想は、市町村の一般廃棄物処理施設整備の中長期的なビジョンの策定であり、多岐にわたる技術的検討を行なう必要があるため、技術的に高度な専門的知識が求められる。 ・基本構想策定に当たっては、コンサルタントから提出された技術提案に基づいて仕様を作成することが最も優れた成果を期待できる。 ・業務の予定価格を算定するに当たって標準的な歩掛がないためコンサルタントの見積を過半に活用する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手引き等はなし ・歩掛はなし
11.廃棄物処理施設基本計画(設計)		○				○	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設は、多種多様な機器で構成されているとともに特殊な構造(性能)を有する施設であり、施設の性能・安定性・安全性等の多岐にわたる技術的な検討を行なうことから、技術的に高度な専門的知識が求められる。 ・熱回収施設(焼却施設)等の中間処理施設に関しては、発注仕様書の手引きが示されているが、標準的な内容となっており、個別案件については、構想力と応用力が求められる。したがって、コンサルタントから提出された技術提案に基づいて仕様を作成することが最も優れた成果を期待できる。 ・業務の予定価格を算定するに当たって標準的な歩掛がないためコンサルタントの見積を過半に活用する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き(標準発注仕様書及びその解説) ・ごみ処理施設整備の計画設計要領 ・汚泥再生処理センター等施設整備の計画設計要領 ・廃棄物最終処分場整備の計画設計管理要領 ・歩掛はなし
12.廃棄物処理施設実施設計		○				○	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設は、多種多様な機器で構成されているとともに特殊な構造(性能)を有する施設である。それらの性能、安定性、安全性等を考慮した設計を行なうことから、技術的に専門的知識が求められる。 ・廃棄物処理施設の設計に際しては、各種設計基準等(建築基準等)が定められているが、廃棄物処理施設の特異性や地域特性を考慮した設計が必要となる。したがって、個別案件については、実施方針や評価テーマを求めることにより、より品質が高い成果が期待できる。 ・業務の予定価格を算定するに当たって、建築設計等の一部の積算基準があるものの廃棄物処理施設の標準的な歩掛がないためコンサルタントの見積を活用する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築、土木植物、建築設備等の設計基準 ・ごみ処理施設整備の計画設計要領 ・汚泥再生処理センター等施設整備の計画設計要領 ・廃棄物最終処分場整備の計画設計管理要領 ・建築、土木、建築設備等の歩掛あり

表 2-3-1 コンサルタント業務の種類別選定結果 (3/4)

業務種類	難易度						設定根拠	・手引き、ガイドライン等の有無 ・歩掛、市場価格の有無
	知識			構想力・応用力				
	高	中	低	高	中	低		
13.廃棄物処理施設施工監理		○			○		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設は、多種多様な設備(機器)で構成されており、単体機器並びに施設全体の性能、品質、安全性、工程、コストの監理を求められることから技術的に高度な専門的知識が求められる。 ・施工監理指針もあり、業務の仕様は確定可能であるが、廃棄物処理施設の場合は、施設の特異性から、コンサルタントに実施方針や評価テーマを定めることにより、より品質の高い業務成果が期待できる。 ・建築工事等は積算基準もあるが、施設の特異性から個別案件の予定価格を算定するに当たっては、コンサルタントの見積を活用する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工監理指針(建築・機械・電気等) ・建築工事、国土交通省(工事監督支援)の歩掛あり
14.事業手法検討		○			○		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の事業手法は、より効率的、経済的手法が求められ、事業化手法の検討に当たっては、施設の特徴、安全性、地域の特性等を踏まえた技術的に高度な専門的知識が求められる。したがって、コンサルタントから提出された技術提案に基づいて仕様を作成することが最も優れた成果を期待できる。 ・業務の予定価格を算定するに当たって標準的な歩掛がないためコンサルタントの見積を過半に活用する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手引き等はなし ・歩掛はなし
15.PFI導入可能性調査		○			○		<ul style="list-style-type: none"> ・PFI導入可能性調査は、廃棄物処理施設の技術的内容、コスト、リスク等を検討し事業手法を決定することから技術的に高度な専門的知識が求められる。 ・ガイドライン等があるが、施設の特異性等から個別案件については、コンサルタントから提出された技術提案書にもとづいて仕様を作成することが最も優れた成果を期待できる。 ・業務の予定価格を算定するに当たって標準的な歩掛がないためコンサルタントの見積を過半に活用する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業実施プロセスに関するガイドライン(内閣府) ・PFI事業リスク分担等に関するガイドライン(内閣府) ・VFMIに関するガイドライン(内閣府) ・歩掛はなし
16.PFI事業アドバイザー		○			○		<ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業アドバイザーは、廃棄物処理施設の技術的内容、コスト、リスク、法的内容等、多岐にわたる項目を検討する必要があることから、技術的に高度な専門的知識が求められる。 ・ガイドライン等が示されているが、施設の特異性等から個別案件については、コンサルタントから提出された技術提案書にもとづいて仕様を作成することが最も優れた成果を期待できる。 ・業務の予定価格を算定するに当たって標準的な歩掛がないためコンサルタントの見積を過半に活用する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約に関するガイドライン PFI事業契約における留意事項について(内閣府) ・モニタリングに関するガイドライン(内閣府) ・歩掛はなし
17.長期包括運営支援		○			○		<ul style="list-style-type: none"> ・長期包括運営支援は、廃棄物処理施設の長期運営方法や運転、運営体制等の検討及び業者の選定等であるが、施設の特徴、処理対象物の性状、リスク分担、法律等の様々な検討が必要であることから高度な専門的知識が求められる。したがって、コンサルタントから提出された技術提案に基づいて仕様を作成することが最も優れた成果を期待できる。 ・業務の予定価格を算定するに当たって標準的な歩掛がないためコンサルタントの見積を過半に活用する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手引書等はなし ・歩掛はなし
18.解体撤去設計・施工監理		○			○		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の解体撤去の設計・施工監理は、一般建築構造物と異なり特殊な構造であるとともに、ダイオキシン類等の有害物質に対する安全対策等の検討も必要となることから、技術的に高度な専門的知識が求められる。 ・厚生労働省から、ダイオキシン類ばく露対策や石棉飛散防止マニュアルが示されており、業務の仕様は確定可能であるが、個別案件については、コンサルタントに実施方針や評価テーマを定めることにより、より品質の高い業務成果が期待できる。 ・業務の予定価格を算定するに当たって標準的な歩掛がないためコンサルタントの見積を過半に活用する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(厚生労働省通知基発401号の2) ・廃棄物処理施設解体時等の石棉飛散防止マニュアルについて(環境対第060609003号)、「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」(社)日本保安用品協会 ・歩掛はなし

表 2-3-1 コンサルタント業務の種類別選定結果 (4/4)

業務種類	難易度						設定根拠	・手引き、ガイドライン等の有無 ・歩掛、市場価格の有無
	知識			構想力・応用力				
	高	中	低	高	中	低		
19.運営モニタリング (維持費用妥当性評価)		○			○		<p>・運営モニタリングは、要求水準書やモニタリング計画によって行うこととなるが、評価を行う際には専門的な知識が要求される。</p> <p>・モニタリングに関するガイドラインがあり、業務の仕様は確定可能であるが、施設の特異性からコンサルタントに実施方針や評価テーマを定めることにより、より品質の高い業務成果が期待できる。</p> <p>・業務の予定価格を算定するに当たって標準的な歩掛がないためコンサルタントの見積を過半に活用する必要がある。</p>	<p>・モニタリングに関するガイドライン(内閣府)</p> <p>・歩掛はなし</p>
20.処理システム比較検討	○				○		<p>・廃棄物処理システムは、複数の施設(技術)を組合せた検討が必要であり、地域特性も反映する必要がある。したがって、技術的に高度な専門的知識が求められるため、コンサルタントから提出された技術提案に基づいて仕様を作成することが最も優れた成果を期待できる。</p> <p>・業務の予定価格を算定するに当たって標準的な歩掛がないためコンサルタントの見積を過半に活用する必要がある。</p>	<p>・手引き等はなし</p> <p>・歩掛はなし</p>
21.災害廃棄物処理計画	○				○		<p>・災害廃棄物処理計画は、想定する災害の規模、廃棄物の発生量等を検討し、地域特性に応じた検討が必要である。したがって、技術的に高度な専門的知識が求められる。</p> <p>・震災廃棄物対策指針等が示されているが、地域に応じた検討が必要となることから、コンサルタントから提出された技術提案によって最も優れた効果が期待できる。</p> <p>・業務の予定価格を算定するに当たって標準的な歩掛がないためコンサルタントの見積を過半に活用する必要がある。</p>	<p>・震災廃棄物対策指針(H10.10厚生省)</p> <p>・水害廃棄物対策指針(H17.6 環境省)</p> <p>・東日本大震災関連</p> <p>・積算基準なし</p>

3. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施手順

3.1 発注手続きの実態調査

プロポーザル方式あるいは総合評価落札方式により発注された廃棄物コンサルタント業務の発注手続きの実態を整理するため、平成16年度から平成24年度までにプロポーザル方式及び総合評価落札方式により発注された廃棄物コンサルタント業務81件を抽出し集計した。

1) 公示から契約締結までの日数設定

公示から契約締結までの各段階毎の日数設定状況を整理して表3-1-1ならびに図3-1-1に示している。これらによると、手続き期間の平均は42日（23日～70日）であり、平均値、最頻値、中間値に大きな差は認められない。

また、(簡易)公募型と標準(指名)型とを比較すると、参加表明手続きの分だけ、標準(指名)型の方が短い手続き期間となっている。

表 3-1-1 各段階別日数の集計

		参加表明	質問書 提出	関係書類 提出	ヒアリング	審査結果 通知
サンプル件数		44	53	64	49	28
実施期間	最大	21	43	69	90	70
	最少	3	2	8	9	23
	平均	12	12	25	33	42
	最頻値	6~10	6~10	16~20	26~30	41~45
	中間値	10	8	21	25	42

注) 日数は、公募日を基準とした。

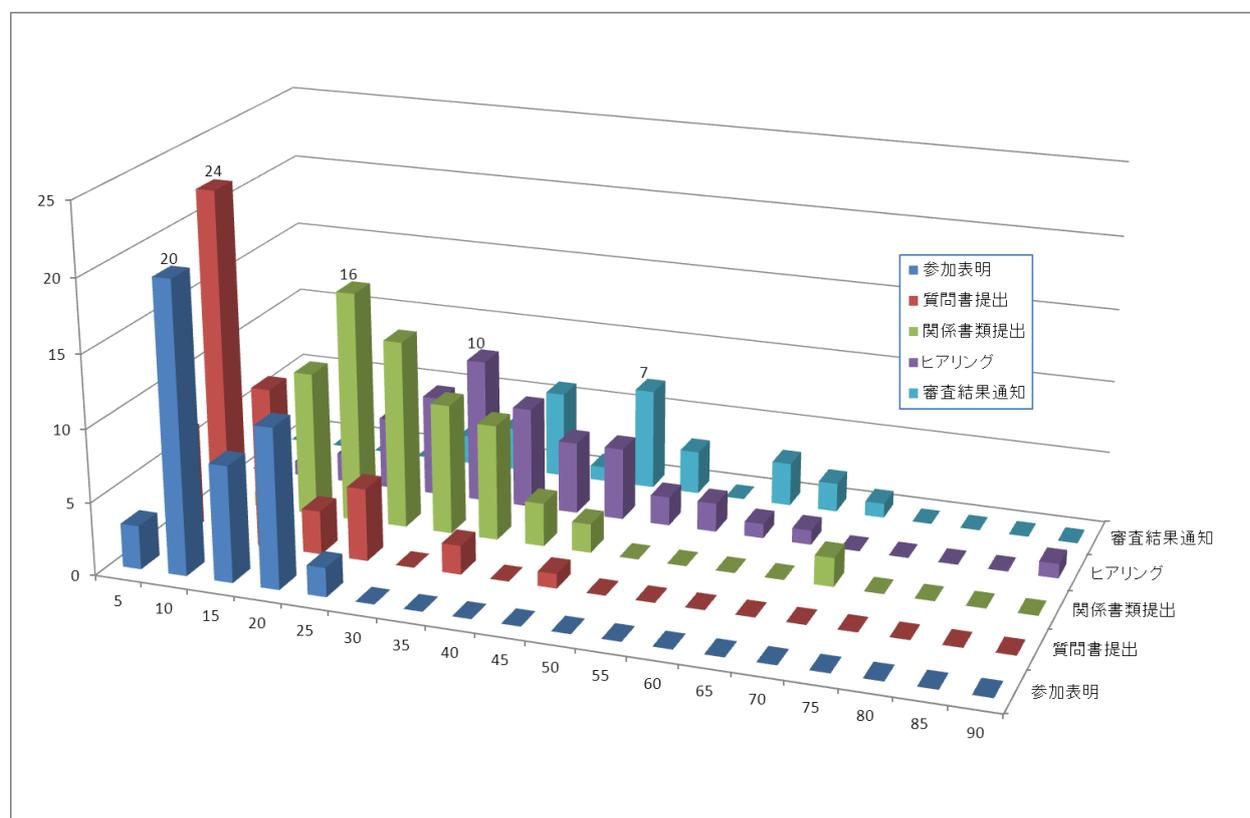


図 3-1-1 各段階別日数の分布

2) 参加要件

参加要件としては、当該部門のコンサルタント登録、入札参加登録、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないことや民事再生法の適用を受けていないこと、国及び地方公共団体の指名停止を受けていないことは大前提となる。

そのほか地域内での業務実績、類似業務の実績、担当する技術者の資格及び手持ち業務の状況が挙げられるが、類似業務の実績を参加要件としている案件が最も多く、次いで技術者資格の順となっており、地域内での業務実績や手持ち業務の状況を参加要件としている案件は少数である。

表 参加要件別の実施件数

参加要件	地域	同種・類似	資格	手持ち
件数	5	32	18	3

その他、税金の未納がないもの、管理技術者やその他の配置技術者に下請けを認めていないもの、ISO9001やISO14000の認証取得、発注者に対する複数業務受託制限を条件としている事例がみられた。

3) 技術者資格

技術者資格では、要件としているほとんどが技術士の衛生工学部門（廃棄物管理・廃棄物管理計画・廃棄物処理）を求めており、総合技術監理部門（衛生工学—廃棄物管理計画）、RCCMや“同等の能力を有する者”を含めている場合も若干見られた。その他環境影響評価業務では技術士の環境部門、施工監理業務では一級土木施工管理技士や一級建築士といった業務内容に応じた資格を求める事例が見られた。

4) 同種・類似業務実績

同種・類似業務実績では、原則として元請けとしての実績を求めており、更に業務実施時期を近年のものに限定したり、複数の実績が必要な事例が見られた。

5) 手持ち業務制限

抽出した中ではごく少数であったが、手持ち業務を制限している案件がみられた。そのほか、管理技術者を専任としている事例がみられた。

6) 地域要件

地域要件としては、当該地域に事務所があることを条件としている場合と、当該地域の業務実績を条件としている場合が見られた。

また参加資格要件とは別に、指名型の参加登録を採用している案件では、指名業者の選定時に事務所の所在地を基準に地域を限定している場合もあると想定される。

7) 提出書類

提出書類は、資格要件を確認するものと、技術力を評価するものに大別できる。

また、技術力評価にあたっては、会社の業務実績や技術者の保有資格、経験年数、業務経歴からその実力を評価するものと、提案やプレゼンテーションにより当該業務に対する理解度、実施方針の適正と遂行能力を評価するものに分けられる。これら提出書類に求められるコンテンツを表3-1-2に整理している。

表 3-1-2 提出書類に求められているコンテンツ

項 目			書類名称
参加要件を確認するもの			<ul style="list-style-type: none"> ・参加申込（申請・表明）書 ・会社概要 ・有価証券報告書 ・会社の業務実績 ・登記簿謄本 ・決算書 ・納税証明書 ・業務実施体制 ・配置技術者の保有資格
評価基準をもとに採点を行うもの	経験及び能力を評価するもの	会社	<ul style="list-style-type: none"> ・認証取得 ・受注実績
		配置技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・保有資格 ・業務経歴
	当該業務に対する理解度、実施方針の適正と遂行能力を評価するもの		<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に対する提案 ・会社の業務実績 ・業務実施体制 ・配置技術者の保有資格 ・業務工程
価格を評価するもの			<ul style="list-style-type: none"> ・参考見積 ※総合評価の場合は入札

また提案書の提出枚数については、指定しているものでは5～20枚であるが、枚数制限を明記していない案件も多く見られた。

8) 参考見積（総合評価の場合は入札）

見積については、予算額や上限額を示している場合がほとんどで、最低制限価格を設定している案件も数件見られた。

その他、低入札価格調査の実施を示唆している例があった。

3.2 プロポーザル方式の標準的実施手順

発注手続きの実態を踏まえ、プロポーザル方式の標準的な実施手順を提案する。標準的な実施手順の検討にあたっては、前述した国のガイドラインに示されている標準的手順を参考に、廃棄物コンサルタント業務の特性、地方自治体におけるマンパワーの実態を踏まえて、適宜簡略化するなどの検討が必要と考えられる。

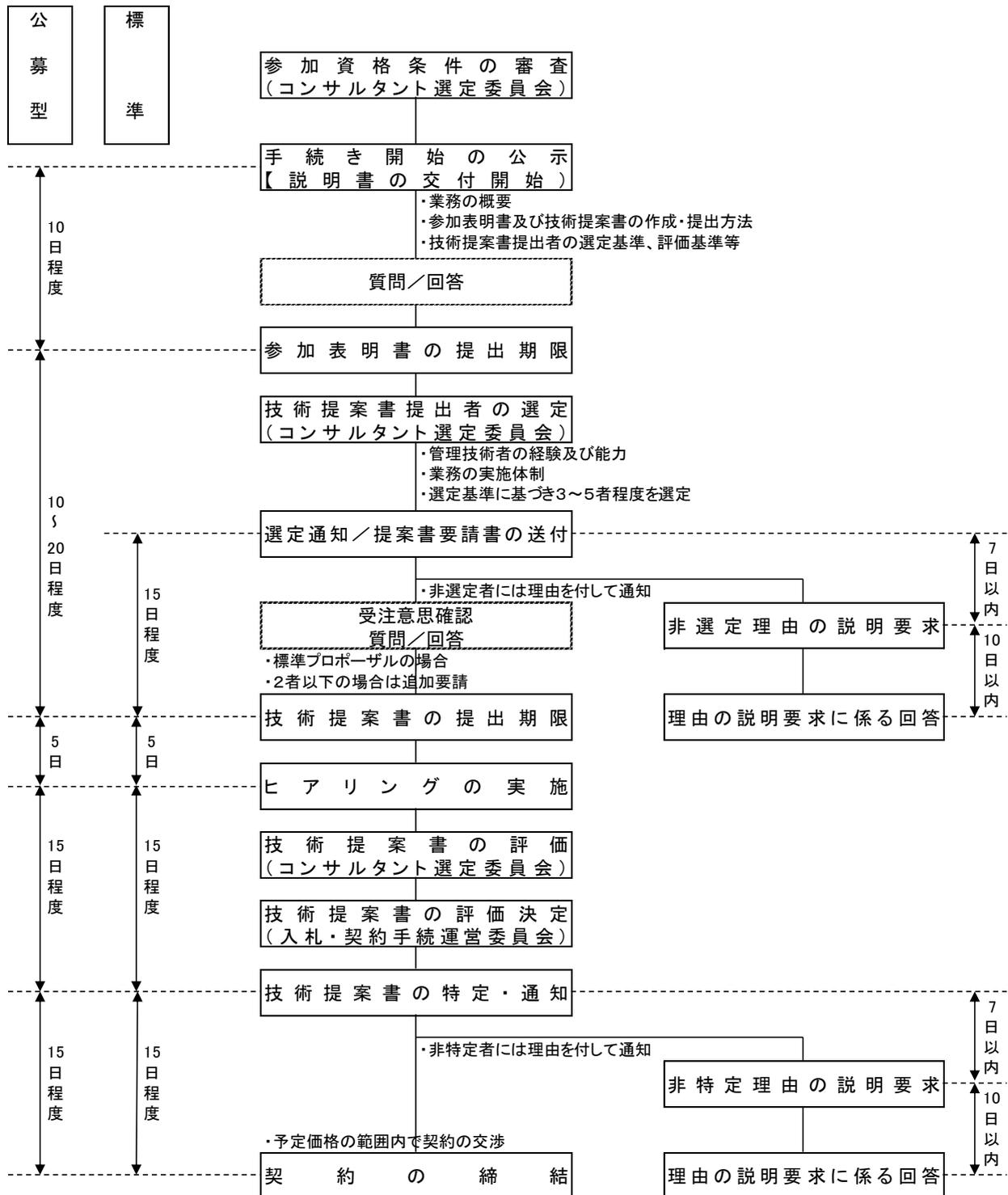


図 3-2-1 プロポーザル方式の実施手順

3.3 総合評価落札方式の標準的実施手順

発注手続きの実態を踏まえ、総合評価落札方式の標準的な実施手順を提案する。標準的な実施手順の検討にあたっては、前述した国のガイドラインに示されている標準的手順を参考に、廃棄物コンサルタント業務の特性、地方自治体におけるマンパワーの実態を踏まえて適宜簡略化するなどの検討が必要と考えられる。

また、最低制限価格あるいは低入札価格調査制度の導入により、適正な価格評価を実施することが必要である。

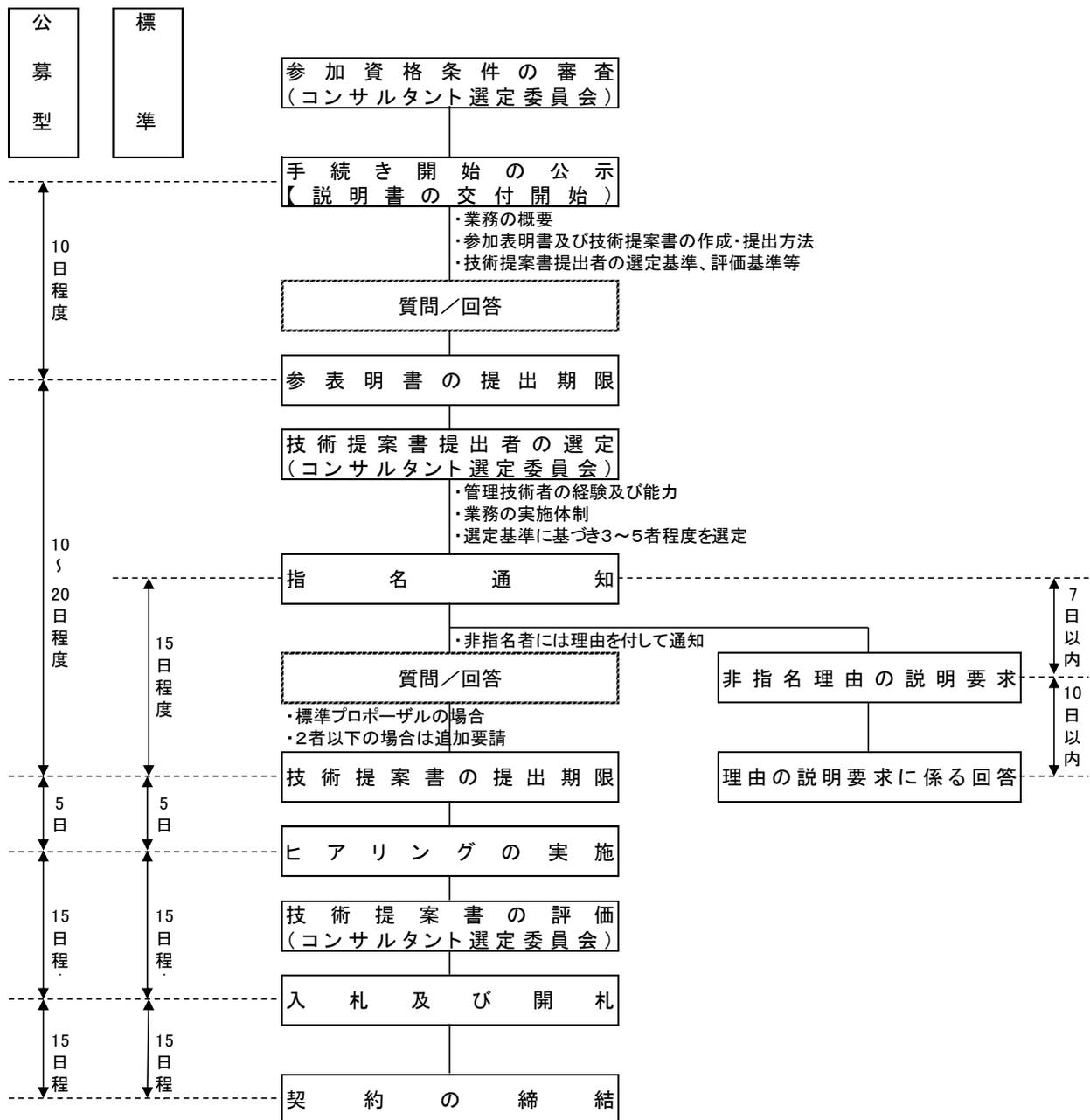


図 3-2-2 総合評価方式の実施手順

4. 審査及び評価方法の提案

「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（平成 23 年 6 月 国土交通省）」（以下、「国交省ガイドライン」という。）を基に、廃棄物コンサルタント業務の特性及び地方自治体の行政事務の状況を踏まえ、プロポーザル方式ならびに総合評価落札方式における審査・評価の具体的な方法について提案する。

4.1 基本的考え方の整理

1) 配点の基本的考え方

参加表明者（企業）や予定技術者の「資格・実績等」を評価する。しかし、技術提案内容を重視するなど企業の新規参入や若手技術者の起用を阻害しないよう配慮する。

- ・参加表明者（企業）の評価よりも予定技術者の評価を重視する。
- ・実施方針、評価テーマに関する技術提案を重視（技術提案に対する配点合計の 50%以上）

2) 選定・指名段階における配点の考え方

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の選定・指名段階における参加表明者（企業）の「資格・実績等」「手持ち業務」及び予定技術者の「資格・実績等」「手持ち業務」に対する評価ウェイトは、以下の表の通りとする。

なお、評価ウェイトは国交省ガイドラインを基に、地方自治体の事例調査結果（別紙調査表）を参考として、表 4-1-1 のように設定した。

表 4-1-1 選定・指名段階における配点ウェイト（プロポーザル方式・総合評価落札方式共通）

評価項目	参加表明者（企業）		予定管理技術者	
	登録	実績等	資格・実績等	手持ち業務
評価ウェイト	35% (▲15%)	15% (▲5%)	35% (+15%)	15% (+5%)

注 1：()内は標準的な配点ウェイトに対し変動させて良い幅を示す。

注 2：→は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行先を示す。

注 3：予定管理技術者の「資格・実績等」には CPD 取得状況を含めることができる。

3) 特定・入札段階における配点の考え方

プロポーザル方式の特定段階におけるヒアリングの「取組み意欲」「コミュニケーション力」及び「実績方針」「評価テーマに対する技術提案」に対する評価ウェイトは、表 4-1-2 の通りとする。

表 4-1-2 プロポーザル方式の特定段階における配点ウェイト

評価項目	予定技術者		技術提案等	
	取組み意欲	コミュニケーション力	実施方針 実施体制	評価テーマ に対する 技術提案
評価ウェイト	10% (▲5%)	15% (+5%)	25% (▲12.5%)	50% (+12.5%)

注 1：()内は標準的な配点ウェイトに対し変動させて良い幅を示す。

注 2：→は、変動幅の中で移転させて良いウェイトの行先を示す。

4) 設計共同体に対する審査・評価

設計共同体による競争参加を受けた場合には、技術力を結集して業務を実施することによる利点を適切に評価できるよう配慮する必要がある。また、設計共同体に対するヒアリングを実施するに当たっては必要に応じ、予定管理技術者に加え、設計共同体の構成員となっている他社の担当技術者（分担業務の責任者）もあわせてヒアリングを行うことが望ましい。

5) 選定・指名者数の基本的な考え方

プロポーザル方式における技術者提案書の提出者の選定者数については、3～5者程度を原則とする。ただし、選定の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には3～5者を超えて選定するものとする。

総合評価落札方式における技術提案書の提出者数の指名者数については、5～7者以上を原則とする。なお、指名の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には5～7者を超えて指名するものとする。

4.2 プロポーザル方式における具体的な審査・評価について

1) 説明書

手続き開始の公示を行う際に交付する説明書において明示すべき事項を以下に示す。また、公示文及び業務説明書について〔参考1〕及び〔参考2〕に示す。

1. 業務の概要
 - (1) 業務の目的
 - (2) 業務の内容
 - (3) 業務の打合わせ
 - (4) 主たる部分
 - (5) 再委託
 - (6) 成果品
 - (7) 履行期間
 - (8) 電子入札
 - (9) その他
2. 提案書の提出者に要求される資格要件
 - (1) 技術提案書の提出者
 - (2) 予定技術者
3. 技術提案書の提出者を選定するための基準
 - (1) 参加表明書の評価項目、判断基準、評価ウェイト
4. 参加表明書の留意事項
 - (1) 作成方法
 - (2) 関連資料
 - (3) 提出期限、提出場所及び提出方法
 - (4) 選定・非選定通知
 - (5) 共同設計方式
5. 技術提案書を特定するための基準
 - (1) 技術提案書の評価項目、判断基準、評価ウェイト
6. 技術提案書の留意事項
 - (1) 基準事項
 - (2) 作成方法
 - (3) 提出期限、提出場所及び提出方法
 - (4) 既存資料の閲覧
 - (5) ヒアリング
 - (6) 特定・非特定通知
7. 説明書の内容についての質問の受付け及び回答
8. 支払方条件
9. 苦情申し立てに関する事項
10. その他の留意事項

2) 選定段階での技術評価

参加表明者及び予定管理技術者を対象に、以下の項目について、技術的能力の審査を行う。審査の結果、参加要件を満たしていない者は、選定及び技術提案書提出要請を行わない。

また、要件を満たしている者が3～5者を超える場合における評価点上位3～5者以外の者についても、原則として選定及び技術提案書の提出要請を行わないこととする。ただし、選定の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には3～5者を超えて選定するものとする。

表 4-2-1 プロポーザル方式の選定段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①企業の評価】

ア 原則として設定する項目

評価項目		評価の着目点			判断基準	評価ウェイト
		資格要件	技術部門登録	廃棄物部門の建設コンサルタント登録等		
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等				下記の順位で評価する。 ① 廃棄物部門の登録有り、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。 ②①以外 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量業者登録については参加表要件とし、本項目は評価しない。】	35% (25% ～ 35%)
	専門技術力	成果の確実性	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容 【過去10年を基準とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】		平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績又は過去に〇〇に関する研究実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③①②以外は選定しない。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は、市町村、一部事務組合、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、国、都道府県等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注 21：(参考 8) に同種・類似業務の」取扱事例について示す。】	15% (10% ～ 15%)
小計						50% (35% ～50%)

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目		評価の着目点			判断基準	評価ウェイト
		管理技術力	迅速性	当該地方整備局管内の常駐技術者数		
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等				下記の順位で評価する。 ① 当該地方整備局管内の常駐技術者〇人以上【〇人は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② 上記以外	参加表明者の経験及び能力の割合に包含する
	経営力	履行保証力	自己資本比率		下記の順位で評価する。 ① 自己資本比率が〇%以上【〇%は25%を基準とし、業務の内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② ①③に該当しない。 ③ 自己資本比率が△%未満【△%は10%を基準とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	

評価項目		評価の着目点			判断基準	評価ウェイト
		経営力	瑕疵担保力	賠償責任保険加入の有無		
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等				下記の順位で評価する。 ① 保険金額〇万円以上の賠償責任保険に加入【〇万円は5,000万円を基準とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② ①③に該当しない ③ 賠償責任保険に未加入	参加表明者の経験及び能力の割合に包含する
			遵法性	過去の法の遵守状況	下記の順位で評価する。 ① 過去〇〇年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ② 上記以外 【〇年は1年程度を基準とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	

【②予定管理技術者の評価】

ア 原則として設定する項目

評価項目	評価の着目点				評価 ウェイト
	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	判断基準	
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等			<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 表3-4の①に掲げる資格を有する。</p> <p>② 表3-4の②に掲げる資格を有する。</p> <p>【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加表要件とし、本項目は評価しない。】</p>	15% (15% ∩ 20%)
	専門技術力	業務執行技術力	過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 平成○○年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に○○○○に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>② 平成○○年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>③ ①②以外は選定しない。</p> <p>【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は市町村、一部事務組合、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、国、都道府県等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）</p> <p>注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。</p> <p>注3：[参考8]に同種・類似業務の取扱事例について示す。</p>	
	専任性	手持ち業務	手持ち業務	手持ち業務金額及び件数 (特定後未契約のものを含む。)	<p>下記の項目に該当する場合は選定しない。</p> <p>・手持ち業務の契約金額が○円以上、又は手持ち業務の件数が○件以上</p> <p>(手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を指す。)</p> <p>【「○円以上」は4億円程度、「○件以上」は10件程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定すること。】</p>
小計					50% (50% ∩ 65%)

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目	評価の着目点				評価 ウェイト
	判断基準				
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	過去○年間の当該市町村・都道府県等、周辺での受注実績の有無 【過去 10 年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	<p>平成○○年度以降【標準として過去 10 年】公示日までに完了した当該市町村・都道府県での業務実績の有無について下記順位で評価する。</p> <p>① 当該地域（市町村・都道府県）管内における業務実績あり。</p> <p>② 当該地域（市町村・都道府県）管内での業務実績あり。</p> <p>【注 1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は市町村、一部事務組合、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、国、都道府県等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）</p> <p>注：2 管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】</p>
	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	当該部門従事期間	

合計	100%
----	------

3) 特定段階での技術評価

技術提案書提出者により提出された技術提案書について評価する。以降に、評価基準及び評価ウェイトの設定例を示す。

※配置予定技術者を対象にヒアリングを実施すること。その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。

表 4-2-2 プロポーザル方式の特定段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①配置予定技術者の評価】

ア、原則として設定する項目

評価項目		評価の着目点			評価ウェイト		
		資格要件	技術者資格等*	技術者資格等、その専門分野の内容		判断基準	
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等*	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用） ② R C C M 1級建築士（建築物の占める割合が大きい工事の設計・監理に適用） 電気主任技術者（電気工作物の占める割合が大きい工事の設計・監理に適用） 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	10% (5%) 10%)
			専門技術力	業務執行技術力	過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	過去の順位で評価する。 ① 平成○○年度以降【標準として過去10年】 公示日までに完了した同種業務の実績、過去に○○○○に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成○○年度以降【標準として過去10年】 公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①②以外は特定しない。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は市町村、一部事務組合、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、国、都道府県等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：【参考8】に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	

*管理技術者、照査技術者及び担当技術者の評価においては、発注する業務内容に応じて必要資格を設定することとする。その際に十分な競争環境を確保するために、当該資格者数を勘案し、必要に応じて技術分野による絞込みや複数資格の設定等を柔軟に行うこととする。

*外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定をうけるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

評価項目			評価の着目点			評価 ウェイト
			判断基準			
予定技術者の経験及び能力	経験及び能力	管理技術者	取組み意欲	提案書及びヒアリングにおける取組み意欲及び姿勢	業務の着眼点・実施方針が適切で、業務に対する質問もあり、取組み意欲が強く感じられる場合に優位に評価する。	15% (15% + 20%)
			コミュニケーション力	ヒアリングにおけるコミュニケーション力	質問に対する応答が明快、かつ迅速な場合に優位に評価する。	
小計						25%

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目		評価の着目点				評価ウェイト	
		判断基準					
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	情報収集力	地域精 通度	過去〇年間の当該市町村・都道府県等、周辺での受注実績の有無【過去10年を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該地域周辺での業務実績の有無について下記順位で評価する。 ① 当該地域（市町村・都道府県）管内における業務実績あり。 ② 当該地域（市町村・都道府県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。実績実績は市町村、一部事務組合、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、国、都道府県等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】	管理技術者の割合に包含する。
		担当・照査技術者	資格要件	技術者資格等*	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用） ② R C C M 1級建築士（建築物の占める割合が大きい工事の設計・監理に適用） 電気主任技術者（電気工作物の占める割合が大きい工事の設計・監理に適用） 【注1：担当技術者を評価する場合は①と②は同等の評価をすること。 注2：業務内容に応じて適宜設定すること。】	
		専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	過去〇年間の同種又は類似業務の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は市町村、一部事務組合、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、国、都道府県等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：【参考8】に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	

*管理技術者、照査技術者及び担当技術者の評価においては、発注する業務内容に応じて必要資格を設定することとする。その際に十分な競争環境を確保するために、当該資格者数を勘案し、必要に応じて技術分野による絞込みや複数資格の設定等を柔軟に行うこととする。

*外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定をうけるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

評価項目	評価の着目点			判断基準	評価ウェイト
	情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該市町村・都道府県周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】		
予定技術者の経験及び能力 資格・実績等 担当・照査技術者	情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該市町村・都道府県周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該市町村・都道府県等、周辺での業務実績の有無について下記順位で評価する。 ① 当該地域（市町村・都道府県）管内における業務実績あり。 ② 当該地域（市町村・都道府県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。実務実績は市町村、一部事務組合、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、国、都道府県等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注：2 管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】	管理技術者の割合に包含する。
	専門技術力	業務執行技術力	当該部門の従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が〇年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	
	CPD			CPD取得単位を評価する。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	

【②実施方針】

評価項目	評価の着目点			判断基準	評価ウェイト
	業務理解度	実施手順	その他		
工程表・その他※ 実施方針・実施フロー・	業務理解度	◎	目的、条件内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	25% (12.5%) 25%)	
	実施手順	◎	実務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		
		◎	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		
	その他	◎	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。		
		○	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。		

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

※実施方針・実施フロー・工程表・その他の記述量は原則A4・1枚とし、業務内容に応じてA4・2枚までとすることができる。

【③評価テーマ】

評価項目		評価の着目点		評価 ウェイト	
			判断基準		
評価テーマに対する技術提案※	全体	評価テーマ間の整合性	○ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	50% (50% } 62.5%)	
	評価テーマ1	的確性	◎ 地形、環境、地域特性など条件との整合性が高い場合に優位に評価する。		
			◎ 必要なキーワード（着目点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。		
			○ 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。		
			○ 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。		
		実現性	◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		
			◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		
			○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。		
			○ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。		
	独創性	○ 工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。			
		○ 周辺分野異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。			
		○ 複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。			
		○ 新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。			
2	的確性、実現性（独創性）について上記を準用	○			
3	的確性、実現性（独創性）について上記を準用	○			

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

※評価テーマの判断基準内容については、業務内容に応じて記載する。

※テーマの記述量は1テーマにつき原則A4・1枚とし、業務内容に応じてA4・2枚までとすることができる。

小計（実施方針+評価テーマ）	75%
----------------	-----

【⑤参考見積に関する確認（原則として設定）】

評価項目	評価の着目点	留意事項
参考見積	業務コストの妥当性	業務規模と大きく乖離がある場合は非特定

合計	100%
----	------

4.3 総合評価落札方式（標準型）における具体的な審査・評価について

1) 入札説明書

手続き開始の公示を行う際に交付する入札説明書（通常指名の場合においては、指名通知において明示すべき事項を以下に示す。また、公示文及び説明書例について〔参考3〕に示す。

1. 手続き開始の公示日
2. 契約担当官等
3. 業務の概要
 - (1) 業務名
 - (2) 業務の目的
 - (3) 業務の内容
 - (4) 主たる部分
 - (5) 再委託の禁止
 - (6) 成果品
 - (7) 履行期間
 - (8) 電子入札
 - (9) その他
4. 指名されるために必要な要件
 - (1) 入札参加者に要求される資格
 - (2) 参加表明書に関する要件
 - (3) 入札参加者を指名するための基準
5. 参加表明書の提出等
 - (1) 作成方法
 - (2) 関連資料
 - (3) 提出期限、提出場所及び提出方法
6. 非指名理由について
7. 入札説明書の内容についての質問の受付け及び回答
8. 総合評価に関する事項
 - (1) 落札者の決定方法
 - (2) 総合評価の方法
 - (3) 技術評価点を算出するための基準
9. 技術提案書の提出等
 - (1) 作成方法
 - (2) 技術提案書の無効
 - (3) 実施方針・業務フォロー・工程表・その他
 - (4) 評価テーマ
 - (5) 提出期限、提出場所及び提出方法
 - (6) 既存資料の閲覧
 - (7) 実施方針及び評価テーマに関するヒアリング
 - (8) 履行確実性に関するヒアリング
10. 入札及び開札の日時及び場所
 11. 入札方法等
 12. 入札保証金及び契約保証金
 13. 開札

- 14. 入札の無効
- 15. 手続きにおける交渉の有無
- 16. 契約書作成の要否
- 17. 支払条件
- 18. 火災保険付保の要否
- 19. 苦情申し立てに関する事項
- 20. 関連情報を入手するための照会窓口
- 21. その他の留意事項

2) 指名段階での技術評価

参加表明者及び予定管理技術者を対象に、以下の項目について、技術的能力の審査を行う。
 審査の結果、入札参加要件を満たしていない者には、指名及び技術提案書提出要請を行わない。
 また、要件を満たしている者が5～7者を超える場合における評価点上位5～7者以外の者についても、原則として指名及び技術提案書の提出要請を行わないこととする。

なお、選定の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には5～7者を超えて指名するものとする。

表 4-2-3 総合評価落札方式（標準型）の指名段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①企業の評価】

ア 原則として設定する項目

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト
			判断基準	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	技術部門登録	当該当部門の建設コンサルタント登録等	25% (12.5% ∨ 25%)
		成果の確実性	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容 【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	
	専門技術力		<p>下記の順位で評価する。</p> <p>① 当該業務に関する部門の登録（土木関係建設コンサルタント業務にあつては建設コンサルタント登録、地質調査業務にあつては地質調査業者登録）有り、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学又は同等と認められる機関。</p> <p>②①以外</p> <p>【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量業者登録については参加要件とし、本項目は評価しない。】</p> <p>平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種又は類似業務実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①同種業務の実績又は過去に〇〇に関する研究実績がある。</p> <p>②類似業務の実績がある。</p> <p>③①②以外は指名しない。</p> <p>【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は市町村、一部事務組合、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、国、都道府県等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）</p> <p>注21：（参考8）に同種・類似業務の「取扱事例について示す。】</p>	

	事故及び不誠実な行為	国土交通省〇〇地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、以下の措置を受けた日から〇日間である場合、下記の順位で評価を減ずる。 ① 文章注意 ② 口頭注意	10% (10% ↓ 15%)
小計			35% (22.5% ↓ 35%)

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目	評価の着目点				評価 ウェイト	
	判断基準					
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術力	迅速性	当該地方整備局管内の常駐技術者数	下記の順位で評価する。 ① 当該地域（市町村、都道府県）内の常駐技術者〇人以上【〇人は業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② 上記以外	参加表明者の経験及び能力の割合に包含する
		情報収集力	地域貢献度	過去〇年間の災害協定等に基づく活動実績【過去10年を基本とする。】	下記の順位で評価する。 当該地域（市町村・都道府県）管内での災害協定等に基づく活動実績あり。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。活動実績は市町村、一部事務組合、政令市の公共事業を実施する機関の実績について評価対象とすること。】	
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	経営力	履行保証力	自己資本比率	下記の順位で評価する。 ① 自己資本比率が〇%以上【〇%は25%を基準とし、業務の内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② ①③に該当しない。 ③ 自己資本比率が△%未満【△%は10%を基準とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	参加表明者の経験及び能力の割合に包含する
			瑕疵担保力	賠償責任保険加入の有無	下記の順位で評価する。 ① 保険金額〇万円以上の賠償責任保険に加入【〇万円は5,000万円を基準とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】 ② ①③に該当しない ③ 賠償責任保険に未加入	
			遵法性	過去の法の遵守状況	下記の順位で評価する。 ① 過去〇年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し ② 上記以外 【〇年は1年程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】	

【②予定管理技術者の評価】

ア 原則として設定する項目

評価項目	評価の着目点			評価 ウェイト	
	資格要件	技術者資格等*	技術者資格等、その専門分野の内容		判断基準
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等			下記の順位で評価する。 ① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用） ② R C C M 1級建築士（建築物の占める割合が大きい工事の設計・監理に適用） 電気主任技術者（電気工作物の占める割合が大きい工事の設計・監理に適用） 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	15% （15% ） 20%
	専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基準とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】 公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】 公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①②以外は選定しない。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は市町村、一部事務組合、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、国、都道府県等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：【参考8】に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	
	専任性	手持ち業務	手持ち業務金額及び件数 （特定後未契約のものを含む。）	下記の項目に該当する場合は指名しない。 ・手持ち業務の契約金額が〇円以上、または手持ち業務の件数が〇件以上 （手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上のほかの業務を指す。） 【「〇円以上」は4億円程度、「〇件以上」は10件程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定すること。】	—
小計				50% （50% ） 65%	

*管理技術者、照査技術者及び担当技術者の評価においては、発注する業務内容に応じて必要資格を設定することとする。その際に十分な競争環境を確保するために、当該資格者数を勘案し、必要に応じて技術分野による絞込みや複数資格の設定等を柔軟に行うこととする。

*外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当の旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定をうけるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目		評価の着目点			評価 ウェイト
		判断基準			
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該市町村・都道府県等、周辺での受注実績の有無【過去10年を評価する場合はその旨を記述する。】	<p>平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該市町村・都道府県等、周辺での業務実績の有無について下記順位で評価する。</p> <p>① 当該地域（市町村・都道府県）管内における業務実績あり。</p> <p>② 当該地域（市町村・都道府県）管内での業務実績あり。</p> <p>【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は市町村、一部事務組合、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、国、都道府県等の実績についても、上記と同等のものについては評価する）</p> <p>注：2管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】</p>
	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	当該部門従事期間	

【③業務実施体制（原則として設定）】

評価項目	評価の着目点	
	判断基準	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	
	<p>なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。</p> <p>① 業務の分担構成が不明確又は不自然な場合。</p> <p>② 設計共同体による場合に業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。</p>	

合計	100%
----	------

3) 入札段階での技術評価

入札参加者により提出された技術提案書について評価する。以降に、評価基準及び評価ウェイトを示す。

※ 原則、配置予定技術者を対象にヒアリングを実施すること。その場合、事前に提出された実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について確認する。

表 4-2-4 総合評価落札方式（標準型）の入札段階における評価基準及び評価ウェイトの設定例

【①予定技術者の評価】

ア 原則として設定する項目

評価項目			評価の着目点			評価ウェイト		
						1:3	1:2	
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等*	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 技術士 博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用） ② R C C M 1級建築士（建築物の占める割合が大きい工事の設計・監理に適用） 電気主任技術者（電気工作物の占める割合が大きい工事の設計・監理に適用） 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	10% (5%) }	15% (7.5%) }
			専門技術力	業務執行技術力	過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】			

*管理技術者、照査技術者及び担当技術者の評価においては、発注する業務内容に応じて必要資格を設定することとする。その際に十分な競争環境を確保するために、当該資格者数を勘案し、必要に応じて技術分野による絞込みや複数資格の設定等を柔軟に行うこととする。

*外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定をうけるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

評価項目		評価の着目点			評価ウェイト		
					判断基準		
予定技術者の経験及び能力	経験及び能力	管理技術者	取組み意欲	提案書及びヒアリングにおける取組み意欲及び姿勢	業務の着眼点・実施方針が適切で、業務に対する質問もあり、取組み意欲が強く感じられる場合に優位に評価する。	15% (15%)	18% (18%)
			コミュニケーション力	ヒアリングにおけるコミュニケーション力			
小計						25%	33%

評価項目		評価の着目点			評価ウェイト		
					判断基準		
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	管理技術者	情報収集力	地域精進度	過去〇年間の当該市町村・都道府県等、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該市町村・都道府県等、周辺での業務実績の有無について下記順位で評価する。 ① 当該地域（市町村・都道府県）管内における業務実績あり。 ② 当該地域（市町村・都道府県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。実務実績は市町村、一部事務組合、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、国、都道府県等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注：2 管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】	管理技術者の割合に包含する。
		担当・照査技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容		

			専門技術力	業務執行技術力	過去○年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成○○年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に○○○○に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成○○年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は市町村、一部事務組合、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、国、都道府県等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：[参考8]に同種・類似業務の取扱事例について示す。】	
--	--	--	-------	---------	--	---	--

イ 必要に応じて設定する項目

評価項目		評価の着目点				評価ウェイト	
		判断基準					
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	担当・照査技術者	情報収集力	地域精進度	過去○年間の当該市町村・都道府県等、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成○○年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該市町村・都道府県等、周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該地域（市町村・都道府県）管内における業務実績あり。 ② 当該地域（市町村・都道府県）管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。実務実績は市町村、一部事務組合、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、国、都道府県等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。】	管理技術者の割合に包含する。
		管理・担当・照査技術者	専門技術力	業務執行技術力	当該部門の従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が○年以上 ② 当該部門の従事期間が△年以上 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。】	

【②実施方針】

評価項目	評価の着目点		評価割合	
		判断基準	1:3	1:2
工程表・ 実施方針・ その他※	業務理解度	◎ 目的、条件内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	25% (12.5%) ∩ 25%)	30% (15%) ∩ 30%)
	実施手順	◎ 実務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		
		◎ 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		
	その他	◎ 業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。		
		○ 地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。		

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

※実施方針・実施フロー・工程表・その他の記述量は原則A4・1枚とし、業務内容に応じてA4・2枚までとすることができる。

【③評価テーマ】

評価項目	評価の着目点		評価割合		
		判断基準	1:3	1:2	
評価テーマに対する 技術提案※	全体	○ 相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。	50% (50%) ∩ 62.5%)	37% (37%) ∩ 52%)	
	評価テーマ1	的確性			◎ 地形、環境、地域特性など条件との整合性が高い場合に優位に評価する。
					◎ 必要なキーワード（着目点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。
					○ 事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。
					○ 事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。
	2	実現性			◎ 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。
					◎ 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。
					○ 利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。
					○ 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。
	2	的確性、実現性について上記を準用			○

◎：原則として設定する項目 ○：必要に応じて設定する項目

※評価テーマの判断基準内容については、業務内容に応じて記載する。

※テーマの記述量は1テーマにつき原則A4・1枚とし、業務内容に応じてA4・2枚までとすることができる。

小計（実施方針+評価テーマ）	75%	67%
----------------	-----	-----

合計	100%
----	------

5. 技術評価によるコンサルタント選定に向けた提言

5.1 現行の入札・契約方式の課題

1) 入札・契約方式の実態

- 廃棄物コンサルタント業務の発注に際し、技術力による選定はわずかに7%に過ぎない。
- 市町村(一部事務組合含む)だけをみると、その比率はさらに小さく5%以下となっている。
- 市町村(一部事務組合含む)のコンサルタント業務発注方式は価格競争が70%、随意契約方式が25%を占めており、業務の難易度に応じて技術力による選定を導入する余地は大きいものと考えられる。
- 業務種別毎に入札・契約方式を比較すると、技術力による選定が採用されている比率の高い順に、発注者支援段階(14.5%)、構想・計画段階(8.1%)、設計・施工管理段階(3.7%)、調査・分析・検査段階(2.0%)となっており、プロジェクトの上流側ほど技術力による選定比率が大きい傾向にある。

2) 見積徴収・技術提案要請と入札契約方式

- 見積徴収がなく技術提案要請があったケースでは、その入札契約方式のほとんどが総合評価落札方式あるいはプロポーザル方式となっており、技術力による選定が行われているものの、その比率は全発注業務の1.5%にすぎない。
- 見積聴取ありで技術提案要請があったケースにおいて、価格競争となっている案件が244件(全発注業務の21.3%)もあり、改善要望の必要な事項である。

3) 低入札対策と入札契約方式

- 最低制限価格制度、低入札価格調査制度のいずれも採用されていない状況での価格競争が644件(全発注業務の56.3%)、総合評価落札方式を含めると、663件(同58.0%)もあり、これらの案件では、価格競争の激化が伺える。

以上、現行の廃棄物コンサルタント業務の入札契約方式について、その発注実績をもとに課題を整理したが、本来、技術力による選定をすべき業務においても価格競争が数多く採用されていること、また低入札対策をとられていない自治体も多く、激しい価格競争を誘発していることなどが、最大の課題として認識できる。

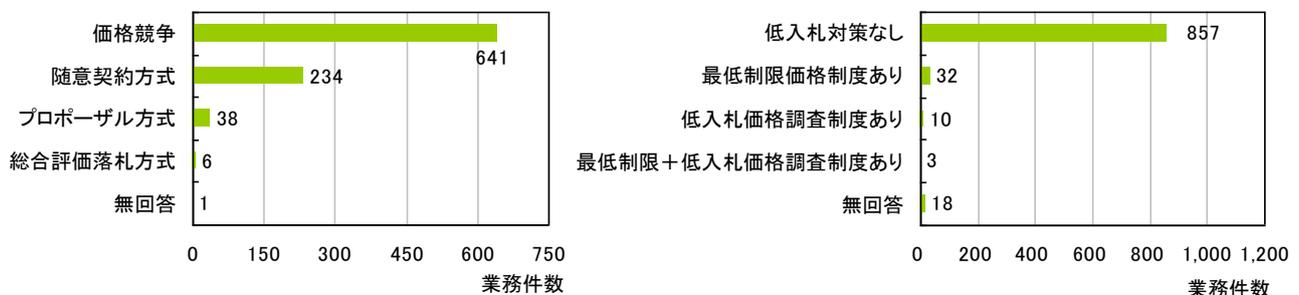


図 5-1-1 市町村(一部事務組合含む)におけるコンサルタント業務の発注実態

(協会会員アンケート結果：H23 年度受託業務)

5.2 技術評価による発注方式の基本的考え方

1) 発注方式の選定手順

廃棄物コンサルタントの業務は、市町村等における廃棄物処理、処分に関する構想段階から、施設の建設に係る調査・計画・設計・建設・維持管理までの一連の業務がる。これらの業務は、多岐にわたって専門的で高い技術力を要求される内容となっている。

これらの業務の発注方式選定の基本的考え方は、該当する業務の歩掛の有無、指針やガイドラインの有無などから選別し、最後に業務の難易度によって、発注方式を選定することが望ましいと考えられる。

発注方式の選定手順（案）としては、図 5-2-1 に示すフローが考えられる。ただし、歩掛や指針、ガイドライン等を有する業務であっても、個別案件では、コンサルタントの技術提案や見積が必要な場合があり、そのような業務については価格競争方式ではなく、プロポーザル方式や総合評価落札方式を採用する方が、より品質の高い成果が期待できる。

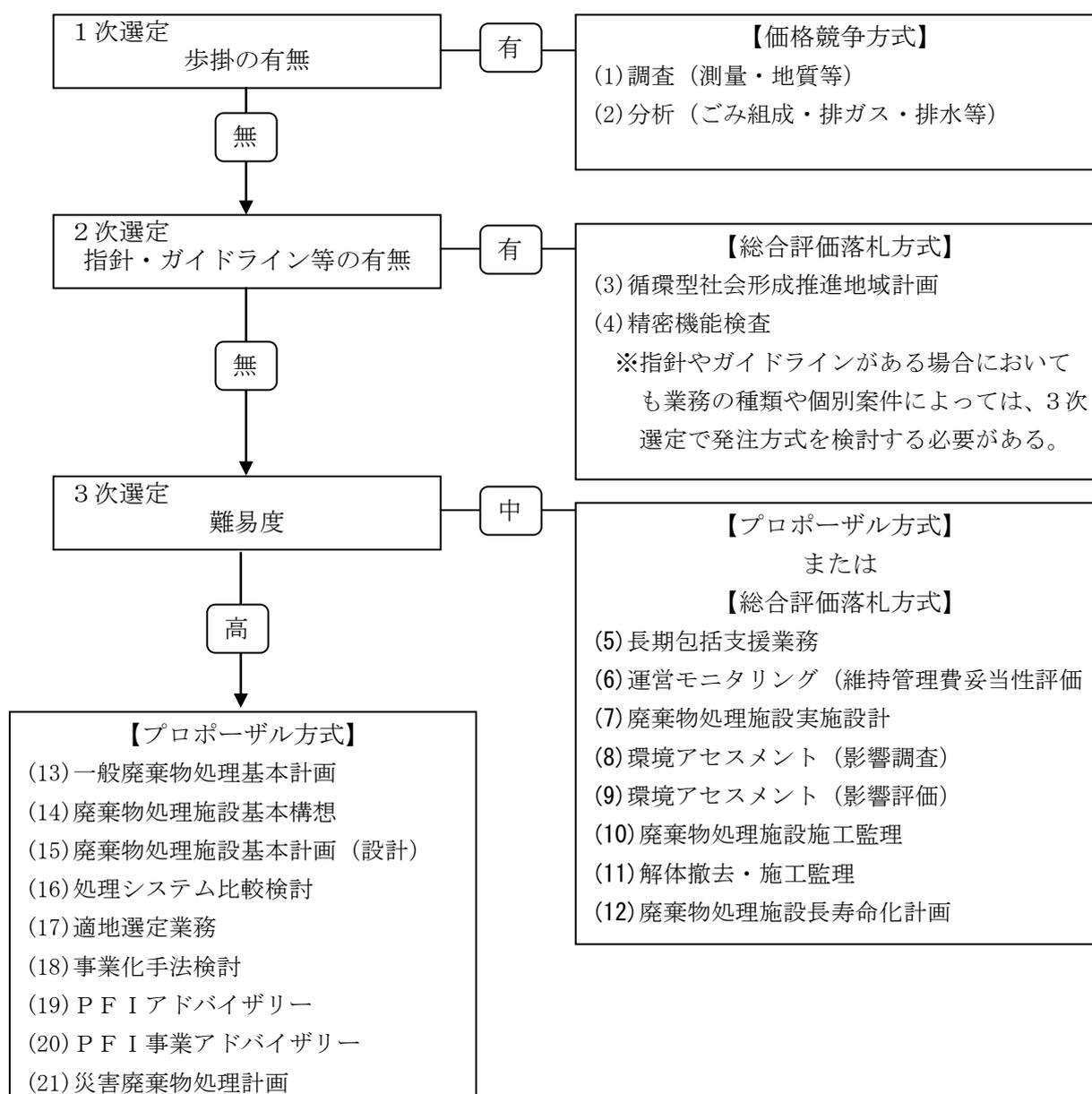


図 5-2-1 発注方式の選定手順（案）

2) 推奨される発注方式

廃棄物コンサルタントの業務を大きく 21 種類に分類し、「2.2 発注方式選定の基本的考え方」で示した選定手順に沿って選定した結果、推奨される発注方式は、図 5-2-2 に示すとおりである。

プロポーザル方式が望ましい業務は、一般廃棄物処理基本計画等、赤色内の 9 種類、プロポーザル方式または総合評価落札方式のどちらかが望ましい業務は、長期包括運営支援等、赤色と緑色に掛る 8 種類、総合評価落札方式が望ましい業務は、緑色内にある 2 種類、価格競争方式が望ましい業務は、水色内の 2 種類の業務となる。

価格競争方式以外の業務の大部分は、コンサルタントに技術提案を求めるか、実施方針や評価テーマを求めることにより、より品質の高い業務成果が期待できる。

また、業務の発注予定価格を算定するにあたっては、調査や分析業務を除き大部分の業務で歩掛がない状況となっていることから、コンサルタントから見積を徴収して、適正な予定価格を算定する必要がある。

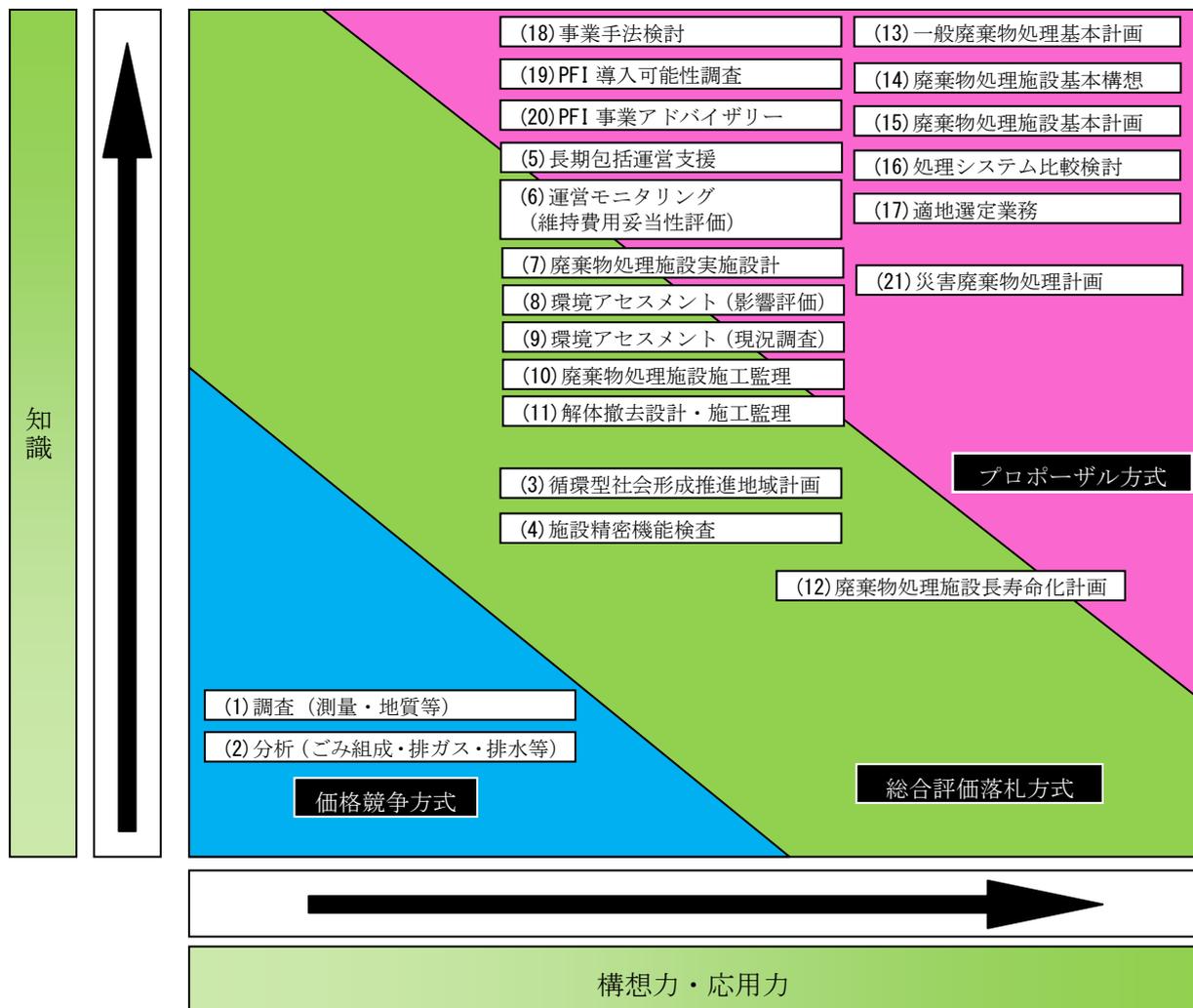


図 5-2-2 廃棄物コンサルタント業務の標準発注方式の提案

5.3 標準的な発注手続き

1) プロポーザル方式の標準的实施手順

発注手続きの実態を踏まえ、プロポーザル方式の標準的な実施手順を提案する。標準的な実施手順の検討にあたっては、前述した国のガイドラインに示されている標準的手順を参考に、廃棄物コンサルタント業務の特性、地方自治体におけるマンパワーの実態を踏まえて、適宜簡略化するなどの検討が必要と考えられる。

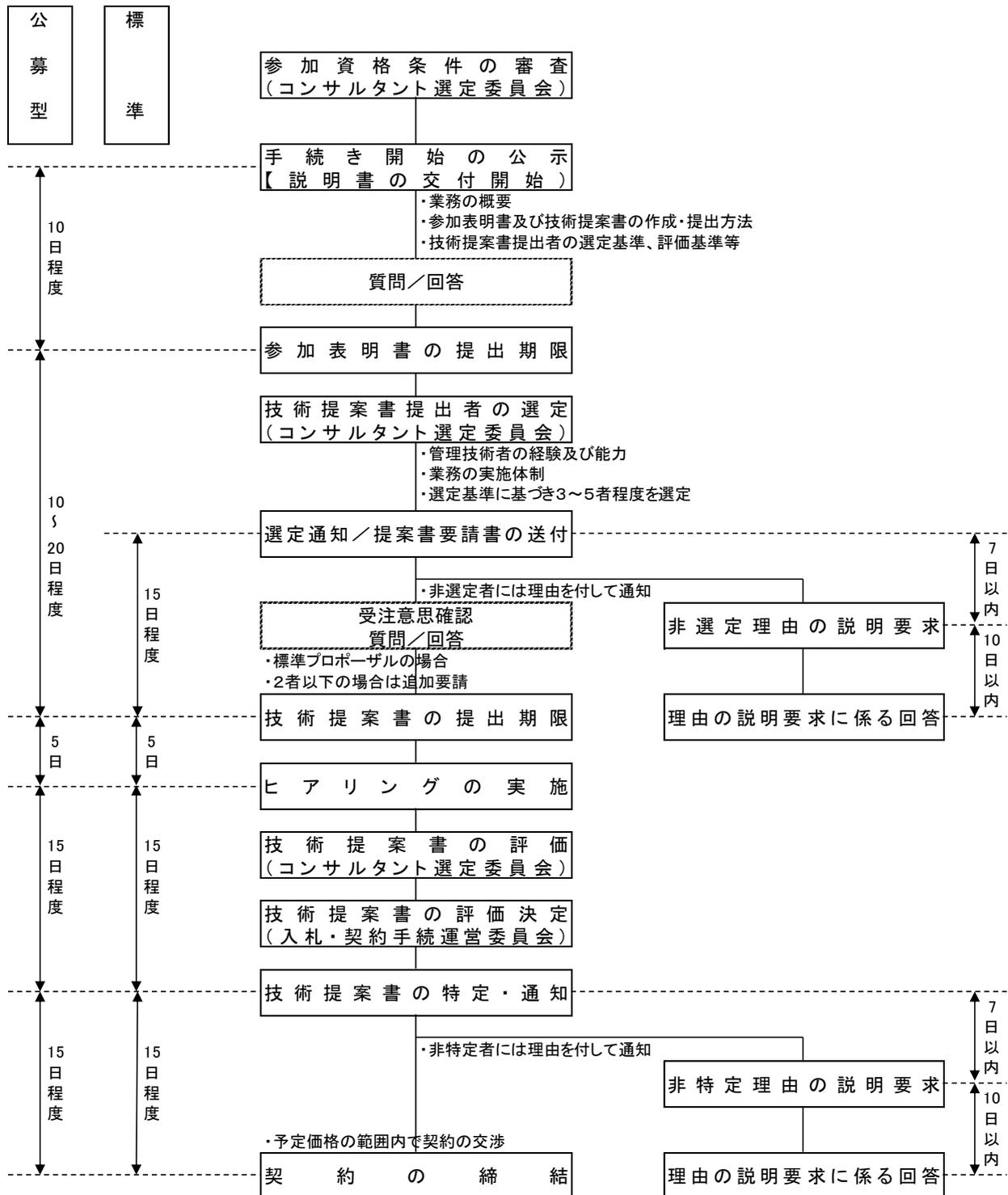


図 5-3-1 プロポーザル方式の実施手順

2) 総合評価落札方式の標準的実施手順

発注手続きの実態を踏まえ、総合評価落札方式の標準的な実施手順を提案する。標準的な実施手順の検討にあたっては、前述した国のガイドラインに示されている標準的手順を参考に、廃棄物コンサルタント業務の特性、地方自治体におけるマンパワーの実態を踏まえて適宜簡略化するなどの検討が必要と考えられる。

また、最低制限価格あるいは低入札価格調査制度の導入により、適正な価格評価を実施することが必要である。

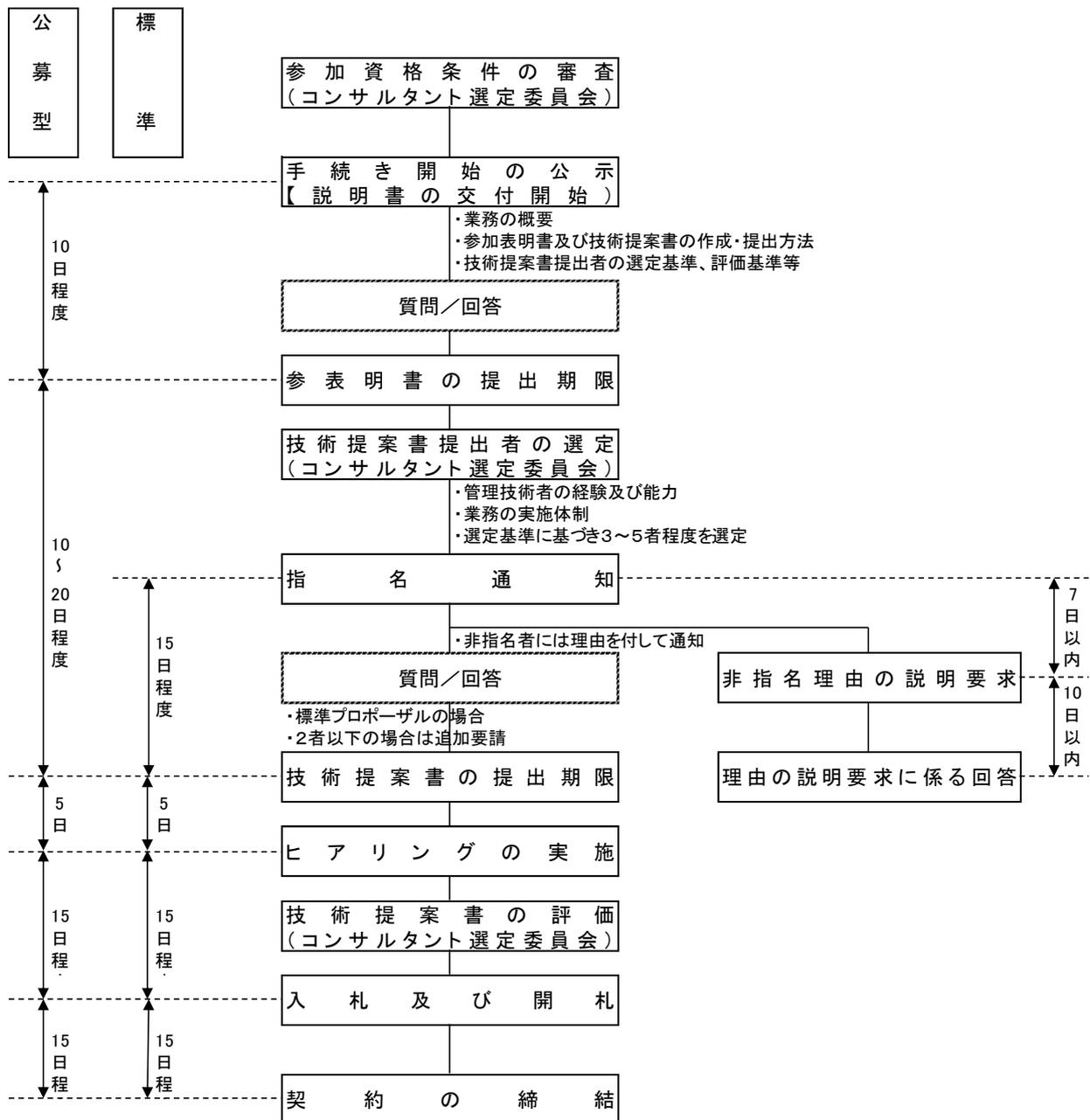


図 5-3-2 総合評価落札方式の実施手順

一般社団法人 日本廃棄物コンサルタント協会
廃棄物コンサルタントの技術力による選定に関する検討委員会

委 員 名 簿

氏 名	会社名	所属部署
小川 紀	(株) 環境施設コンサルタント	計画部
鈴木 修	(株) エックス都市研究所	環境エンジニアリング事業本部
*寺井 和弘	(株) 建設技術研究所	管理本部
松岡 巨恒	中外テクノス(株)	環境事業本部
萬條 和広	(株) 建設技術研究所	東京本社 地球環境センター
**加藤 秀平	(一社)日本廃棄物コンサルタント協会	専務理事
**岩本 健二	(一社)日本廃棄物コンサルタント協会	事務局長

(氏名 50 音順 *委員長 **事務局)